

第1問 ( ) に適切な言葉を入れよ。

※「講道館柔道試合審判規定」 3. 試合 第5条 試合

「国際柔道連盟試合審判規定」 第9条 試合場場所(場内) 例外  $10問 \times 3点 = 30 / 100$

講道館柔道試合審判規定では、( 特例 ) として試合者の( 双方 ) が場内にいて投技が施され、その後、( 技をかけられた ) 試合者が場外へ出た場合でも、投げの動作が( 継続 ) しており、技の効果が( 明らかに ) なる瞬間まで、技を施した試合者が( 場内 ) にとどまっているときは、その技は( 有効 ) とする。

国際柔道連盟試合審判規定において、寝技では、どちらかの試合者の( 一部 ) でも場内に触れている限り、試合者の( 動作 ) は有効であり、( 継続 ) しているものとする。

第2問 以下の項目で正しいものには○印、誤っているものには×印を( ) 内につけよ。

$10問 \times 2点 = 20 / 100$

「国際柔道連盟試合審判規定」

- 1 ( × ) 「判定」と呼称する前に、主審は旗を正しく持った両手を前方水平に挙げて準備をする。
- 2 ( × ) 主審の「総合勝ち」の宣告は、「技あり(又は「指導」を3回受けた時)」「総合勝ち」「それまで」と宣告し、その後、勝者を「総合勝ち」と宣告して指示する。
- 3 ( ○ ) 立ち姿勢において、攻撃をしないで、「標準的」組み方以外の組み方で通常5秒を超えた場合は、反則を与える。
- 4 ( × ) 「指導」の反則を4回受ければ、「技あり」をとられたポイントと同等である。
- 5 ( ○ ) 「主審の指示に従わないこと。」は、「反則負け」の項目に属する。

「講道館柔道試合審判規定」

- 6 ( × ) 主審が「服装を直させる場合」は、帯の高さで、掌内側に向け、右手を上にして交差させる。
- 7 ( × ) 主審の抑え込み「解けた」の動作は、片手を伸ばして上方に高く上げ、左右に2、3回振る。
- 8 ( × ) 立ち勝負のとき、極端な防御姿勢とすることは、約20秒間を目安とする。
- 9 ( × ) 服装を乱すこと、及び審判員の許可を得ないで勝手に帯等を締め直すことは「注意」の項目に属する。
- 10 ( ○ ) 相手の指を逆にして引き離すことは、「注意」の項目に属する。

第3問 「有効」について述べよ。 ※「国際柔道連盟試合審判規定」 第24条「有効」

6問×5点=30/100

a) 試合者の一方が相手を制しながら投げ、その技が「一本」に必要な他の3つの要素のうち2つが部分的に不足している場合。

例1) 「背を大きく畳につく」要素において部分的に欠け、「強さ」と「速さ」の2つの要素のうち、1つにおいて部分的に不足している。

例2) 背を大きく畳についているが「強さ」と「速さ」の2つの要素の2つとも、部分的に不足している。

b) 試合者の一方が、相手を抑え込んで15秒以上20秒未満、逃げられなかったとき。

※試合者の一方が2回目の「指導」の罰則を受けたとき、相手に「有効」が直ちに与えられる。

※「有効」がいくつ宣告されても、その合計数は「技あり」1つに及ばない。宣告された総数が記録される。

第4問 ( ) に適切な言葉を入れよ。

※「国際柔道連盟試合審判規定」 第29条「負傷、疾病、事故」出血を伴う負傷 5問×4点=20/100

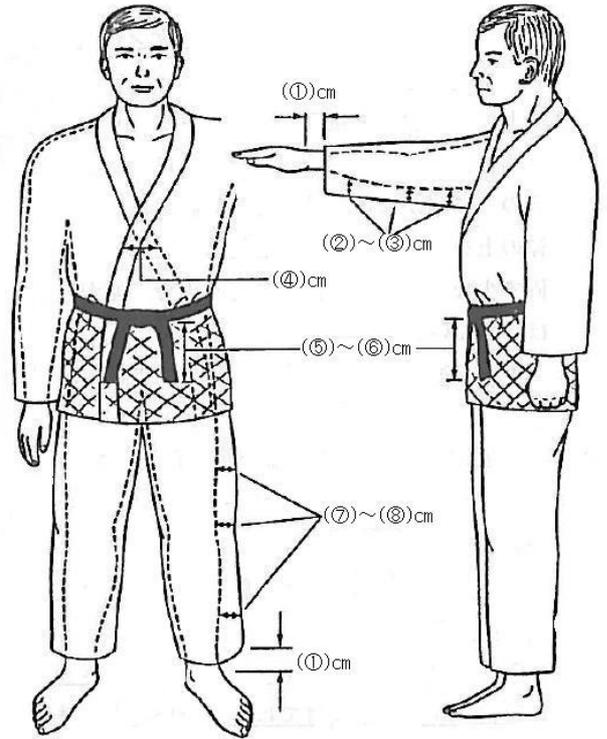
軽微な負傷については、試合者自身が( 処置 )することが認められる。例えば指が脱臼した場合には、主審は「待て」又は( 「そのまま」 )を宣告して試合を中断し、脱臼した指を試合者自ら復すことを認める。試合者が同じ指の整復を行うことは2回まで認められる。同じ脱臼が3回目に起こった時点で、その試合者は試合を( 続行 )する状態にないとみなされ、主審は( 副審 )と合議した上で終了し、相手の( 「棄権勝ち」 )を宣告しなければならない。

第1問 ( ) に適切な数字を入れよ。

※「国際柔道連盟試合審判規定」 第3条 服装(柔道衣)

10問×2点=20/100

- ① ( 5 ) cm
- ② ( 10 ) cm
- ③ ( 15 ) cm
- ④ ( 20 ) cm
- ⑤ ( 20 ) cm
- ⑥ ( 30 ) cm
- ⑦ ( 10 ) cm
- ⑧ ( 15 ) cm
- ⑨ 襟の厚みは最大で ( 1 ) cm、
- ⑩ 幅は最大で ( 5 ) cm でなければならない。



第2問 ( ) に適切な言葉を入れよ。 ※「国際柔道連盟試合審判規定」 第9条 試合の場所(場内)

10問×3点=30/100

立ち姿勢において、( 場内 ) から攻撃が始まり、一連の動作(攻撃・防御)が( 継続 )している場合に限り、( どちらか一方 ) の試合者の身体の一部が場内に触れていれば、その技は( 得点 ) の対象となる。ただし、一連の動作(攻撃・防御)が途切れたときは( 「待て」 ) をかける。

場内外の境界線上での( 「抑え込み」 ) の場合、試合者の身体の一部が場内にあった場合で、空中に浮いたとき(畳から触れていない状態になったとき)主審は「待て」と宣告しなければならない。

一旦試合が始まると、試合者は( 主審 ) の許可があった場合に限って、( 試合場 ) から外へ出ることができる。主審の許可は非常に例外的な場合、例えば第3条に合致しない柔道衣、又は破れたり、汚れた柔道衣を着替える( 必要がある ) 場合にのみ与えられる。

第3問 「技あり」について述べよ。 ※「国際柔道連盟試合審判規定」 第23条「技あり」

2問×5点=10/100

a) 試合者の一方が、相手を制しながら投げ、その技が「一本」に必要な3つの要素のうち1つが部分的に不足している場合。

b) 試合者の一方が、相手を抑え込んで20秒以上25秒未満、逃げられなかったとき。

※試合者の一方が3回目の「指導」の罰則を受けたとき、相手に「技あり」が直ちに与えられる。

第4問 以下の事項で正しいものには○印、誤っているものには×印を（ ）内につけよ。

※「講道館柔道試合審判規定」

10問×3点=30/100

- 1 ( × ) 主審は、「積極的戦意に欠ける」反則を与える場合、胸の高さで両前腕を前回りに回転させ、人差し指で罰則を与えられる試合者を指差す。
- 2 ( ○ ) 「そのまま」は、立ち技、寝技いずれの場合にも適用される。
- 3 ( × ) 技の判断の合議で、三者三様で意見が決まらない場合は、中間の意見を主とする。
- 4 ( × ) 試合時間終了の合図後に決まった技でも、主審の「それまで」の宣告がない場合、有効な技とみなす。
- 5 ( × ) 「総合勝ち」の宣告は、「技あり(又は警告)」「それまで」と宣告し、その後、勝者を「総合勝ち」と宣告して指示する。
- 6 ( ○ ) 「寝技に引き込む」行為は、「注意」の項目に属する。
- 7 ( ○ ) 相手と取り組まず勝負を決しようしない場合は、約20秒間で罰則を与える。
- 8 ( ○ ) 審判員の制止又は指示に従わないときは、「警告」又は「反則負け」の項目に属する。
- 9 ( × ) 相手の帯、もしくは襟に足や脚をかけることは、攻撃している場合を除き反則である。
- 10 ( × ) 内股、跳腰、払腰等の技を掛けながら身体を前方に低く曲げ、頭から畳に突っ込む行為は、「警告」又は「反則負け」の罰則を与える。

第5問 ( ) に適切な言葉を入れよ。

※「国際柔道連盟試合審判規定」 第29条「負傷、疾病、事故」出血を伴う負傷

5問×2点=10/100

出血を伴う負傷があった場合には、( 主審 ) は医師を呼び、出血を止めさせる。

ただし、出血を伴う同じ部位の負傷は、医師による( 手当て ) を2回まで受けることができる。同じ部位の3回目の出血の時点で、主審は( 副審 ) と合議した上で( 試合者自身 ) の安全のために、主審は試合を終了し、相手の( 「棄権勝ち」 ) を宣告する。

第1問 ( ) に適切な言葉を入れよ。 ※「講道館柔道試合審判規定」 3. 試合 第5条 試合

10問×3点=30/100

試合は、( 試合場内 ) で行うものとする。

(注1) 試合者の一方又は双方が、場外に出た場合に施された技は、( 無効 ) とする。

試合者が場外に出た場合とは、立ち姿勢においては( 片足 ) でも出たとき、捨身技においては( 半身以上 )、寝技においては( 両試合者 ) の全身が出た場合をいう。

(注2) 投技の効果があつたとき、技を施した者が、効果があつた瞬間まで( 場内 ) にいた場合は、他方の全身が( 場外 ) に出ている、その技は有効とする。

寝技においては、両試合者のうち、( いずれかの ) 身体の一部でも( 立体的 ) に見て場内(場内外区画線に垂直線を立てた場内側の空間)にある間は、( 場内 ) にとどまっていると同等にみなす。

第2問 以下の事項で正しいものには○印、誤っているものには×印を( ) 内につけよ。

※「国際柔道連盟試合審判規定」 第8条「審判員の動作」/第27条「禁止事項と罰則」

10問×2点=20/100

- 1 ( × ) 主審は、技の判定をしたとき、必ずどちらかの開始ラインを指差す。
- 2 ( × ) 「有効」の動作は、片腕を体の側方30度に、掌を下に向けて挙げる。
- 3 ( ○ ) 主審が宣告の取り消しをするとき、発声は必要としない。
- 4 ( × ) 副審が、主審に合議を求める場合は、その場に立ち上がって、片手を伸ばし肩の高さまで水平に上げ、指を上にして掌を主審に向ける。
- 5 ( ○ ) 「そのまま」は、寝技のみに適用される。
- 6 ( ○ ) ピistolグリップや袖口に触れて引っ掛ける握り方は、即罰則を与える。
- 7 ( × ) 立ち姿勢において、攻撃しないで「標準的組み方」でない場合は、20秒で罰則を与える。
- 8 ( × ) 柔道衣を口にくわえることは、自分のものは許されるが、相手のものは許されない。
- 9 ( ○ ) 相手の帯、もしくは襟に足や脚をかけることは反則である。
- 10 ( × ) 柔道衣の上衣の裾又は帯を使つての絞めは許されるが、直接指で絞めることは許されない。

第3問 「一本」の基準について述べよ。 ※「国際柔道連盟試合審判規定」第20条「一本」

10問×4点=40/100

- a) 試合者の一方が、**相手を制しながら** **背を大きく畳につくように**、**相当な強さと速さ**を持って投げたとき。
- b) 試合者の一方が、**相手を抑え込み**、その試合者が「抑え込み」の宣告後、**25秒間逃げるこ**  
**とができなかったとき。**
- c) 通常、**抑込技、絞技、関節技の結果**として、試合者が**手又は足で2度以上叩く**か、又は「**参**  
**った**」と言ったとき。
- d) 試合者の一方が、**絞技あるいは関節技**によって、**能力を喪失したとき。**

※試合者の一方が「反則負け」を受けたときは、他方の試合者が勝者となる。

第4問 ( )に適切な言葉を入れよ。

※「国際柔道連盟試合審判規定」第29条「負傷、疾病、事故」医師の診察

5問×2点=10/100

試合者が ( **頭部** ) もしくは背部 ( 脊柱 ) に強烈な衝撃を受けたとき又は ( **主審** ) が重大な負傷が起こったと ( **確信** ) をもったときには、主審は医師を呼ぶ。いずれの場合においても、医師はできるだけ ( **短時間** ) に試合者の診察を行い、主審に試合を ( **続行** ) できるか否かを告げる。

第1問 ( ) に適切な言葉を入れよ。 10問×2点=20/100点

国際柔道連盟試合審判規定 2009.3.18 5.相手のズボンに直接握ること (抜粋)

国際柔道連盟試合審判規定 2009.3.18 1.「効果」の廃止 (抜粋)

国際柔道連盟試合審判規定が一部改正され、国内においては2009(平成21)年4月1日より施行された。

立ち姿勢における( **攻撃** )・防御の中で、直接ズボンに握った場合は、( **「待て」** )として「指導」が与えられる。但し、ズボンに握ると( **同時に** )施した大内刈や相手の( **脚** )を抱えて施す双手刈、朽木倒、掬投などを掛けることは認められる。

( **「効果」** )を廃止し、優勢勝ちの判定基準は「有効」以上とし、得点差が無い場合には、延長戦で勝敗を決する。( **「抑え込み」** )の場合も同様に15秒未満は得点とはならない。

ジュニアの延長戦(ゴールデンスコア)の試合時間は( **2分間** )とし、「有効」を得た場合、または片方の試合者に2回目の( **「指導」** )が与えられた時点で勝敗が決する。延長戦で得点差が無い場合は、( **旗判定** )で勝敗を決する。

敗者復活戦は、世界選手権大会・オリンピックなどの大会はベスト( **8** )に進出した選手のみが対象となる。またグランプリ・グランドスラム・マスターズなどの賞金大会では敗者復活戦は行われない。

第2問 ( ) に適切な言葉を入れよ。 5問×4点=20/100点

講道館柔道試合審判規定 6.勝負の判定(抜粋) (「一本」の判定) 第37条

「一本」の判定は、次の各号によって行う。

#### 1. 投 技

**技を掛けるか、又は相手の技をはずして、相当の勢い、あるいははずみで、だいたい仰向けに倒したとき。**

(注) 試合者が投げられたとき、意識的に頭と足で体を支え、背部を畳につけない場合でも、「一本」の条件を充たすときは「一本」と判定する。

#### 2. 固 技

(1) **固技では「参った」と発声するか、又は手か足で相手又は自分の体あるいは畳を2度以上打って合図したとき。**

(2) **抑込技では、「抑え込み」と宣告があつてから30秒間、抑えられた者がそれをはずすことができなかつたとき。この場合、一つの抑込技から他の抑込技に変化しても完全に相手を制しているときは、「抑え込み」は継続しているものと認める。**

(3) **絞技と関節技では、技の効果が十分現われたとき。**

(注) 試合者の程度に応じ、絞技及び関節技においては、その効果があると認めるとき、審判員の見込みによって「一本」の判定を下すことができる。このことは、あらかじめ定めるものとする。

第3問 平成21年4月1日から施行された、団体戦のローテーションの主審と副審のローテーションについて述べよ。 5問×2点=10/100点

国際柔道連盟試合審判規定 2009.3.18 団体戦における主審・副審のローテーションについて (抜粋)

- a) 3人戦の場合 : **1試合、1試合、1試合**
- b) 5人戦の場合 : **2試合、2試合、1試合**
- c) 7人戦の場合 : **2試合、2試合、2試合、1試合**
- d) 勝ち抜き戦の場合 ( **2** ) 試合ずつ主審を交代する
- e) ※その他の団体戦の場合は、基本的には ( **2** ) 試合ずつ主審を交代する。

第4問 ( ) に適切な言葉を入れよ。 10問×2点=20/100点

国際柔道連盟試合審判規定 第8条 審判員の動作 附則 (抜粋)

審判員の全ての合図は、少なくとも3秒から ( **5** ) 秒間、持続するものとする。はっきりスコアがわかるように ( **動きながら** ) 継続しなければならない。ただし、体を回すとき、 ( **両試合者** ) から眼を離さないように注意しなければならない。

不明瞭と思われる場合は、主審は ( **公式合図** ) の後、技の効果を得た試合者又は罰則を与えられた試合者を示すために、青色又は白色のテープ ( ( **開始時** ) の位置) を指差す。

両試合者に罰則を与える場合は、 ( **主審** ) は、該当する動作を行い、試合者を ( **交互** ) に指差し、訂正する合図が必要なときは、 ( **取り消し** ) の合図の後、速やかに示さなければならない。

片手を掌を横に向けて頭上高く挙げ、上体の真前に下ろし、一時停止させる。「引き分け」の合図は ( **団体戦** ) 及び ( **リーグ戦** ) においてのみ用いられる。

第5問 ( ) に適切な言葉を入れよ。 10問×3点=30/100点

柔道知識 全日本柔道連盟「審判委員規定」 (抜粋)

(目的) 第1条

この規程は、財団法人全日本柔道連盟の審判委員の制度を定め、大会における試合の ( **勝敗** ) に誤りのないよう  
に導くとともに審判員の ( **資質** ) の向上を図ることを目的とする。

(審判委員) 第2条

審判委員は、審判員の試合における ( **判断** ) 、判定等について、試合を ( **中断** ) して確認、助言または意見を主張し、円滑な ( **試合進行** ) に寄与するとともに審判員の技術向上に務めるものとする。

(審判委員の義務等) 第5条

- 1 審判委員は、次の各号に挙げるとき、試合を中断して審判員に確認しなければならない。
  - (1) 試合を把握し、審判員の判断に ( **疑義** ) があるとき
  - (2) 返し技やすかし技などで明確な ( **指示** ) がないとき
  - (3) 得点表示板、時計等の ( **確認** ) や訂正するとき
  - (4) 審判員に対して ( **助言** ) すべきことがあったとき
  - (5) その他、審判委員が ( **必要** ) と認めたとき

第1問 ( ) に適切な言葉を入れよ。 10問×2点=20/100点

国際柔道連盟試合審判規定の一部改正について 2009.3.18 (抜粋)

国際柔道連盟試合審判規定が一部改正され、国内においては2009(平成21)年4月1日より施行された。

立ち姿勢において、( **どちらか** ) の試合者の一部でも ( **場内** ) にある場合は試合を継続するが、双方の試合者の ( **全身** ) が場外に出た場合は「待て」とする。

これに伴い、危険地帯内に攻撃・防御なく ( **5** ) 秒を超えて立っていた場合に与えられる ( **「指導」** ) の罰則は廃止とする。

さらに、特に留意する禁止事項等については、次の通りである。

- ①腰を曲げ、頭を下げた ( **低い** ) 姿勢を取り続けること。
- ② ( **偽装** ) 的な攻撃をすること。
- ③ ( **組み手** ) を嫌うこと (早めに双方に「指導」を与える)。また、自分の ( **襟** ) を押さえたり、ただ相手の ( **後襟** ) を上から押さえ続けて相手に組ませないようにすること。

第2問 寝技への移行の適用事項を述べよ。

5問×4点=20/100点 講道館柔道試合審判規定 (寝技への移行) 第11条 P.64

試合者が寝技に移ることができるのは、次の場合とする。ただし、技が継続しない場合、審判員は、見込みによってこれを立たせる。

- a) **投技が相当に効果があって、引き続き寝技に転じて攻める場合。**
- b) **投技を施そうとして倒れたとき、又は倒れかかるのを利用して、他方が攻める場合。**
- c) **立ったまま、絞技又は関節技を施し、相当の効果があって、引き続き寝技に転じて攻める場合。**
- d) **投技とは認めがたいが、巧みに相手を倒し、引き続き寝技に転じて攻める場合。**
- e) **前各号に相当しない場合でも、一方の倒れたとき、又は倒れかかるのを利用して、他方が攻める場合。**

第3問 平成21年4月1日から施行された、団体戦のローテーションの主審と副審のローテーションについて述べよ。 5問×2点=10/100点

国際柔道連盟試合審判規定 2009.3.18 団体戦における主審・副審のローテーションについて (抜粋)

※主審をする回数を記入すること

- a) 3人戦の場合 : **1試合、1試合、1試合**
- b) 5人戦の場合 : **2試合、2試合、1試合**
- c) 7人戦の場合 : **2試合、2試合、2試合、1試合**
- d) 勝ち抜き戦の場合 ( **2** ) 試合ずつ主審を交代する。
- e) ※その他の団体戦の場合は、基本的には ( **2** ) 試合ずつ主審を交代する。

第4問 ( ) に適切な言葉を入れよ。 10問×2点=20/100点

国際柔道連盟試合審判規定 第8条 審判員の動作 附則 (抜粋)

審判員の全ての合図は、少なくとも3秒から ( 5 ) 秒間、持続するものとする。はっきりスコアがわかるように ( 動き ) ながら継続しなければならない。ただし、体を回すとき、 ( 両試合者 ) から眼を離さないように注意しなければならない。

不明瞭と思われる場合は、主審は ( 公式合図 ) の後、技の効果を得た試合者又は罰則を与えられた試合者を示すために、 ( 青色又は白色のテープ ) (開始時の位置) を指差す。

両試合者に罰則を与える場合は、 ( 主審 ) は、該当する動作を行い、試合者を ( 交互 ) に指差し、訂正する合図が必要なときは、 ( 取り消し ) の合図の後、速やかに示さなければならない。

片手を掌を横に向けて頭上高く挙げ、上体の真前に下ろし、一時停止させる。「引き分け」の合図は ( 団体試合 ) 及び ( リーグ戦 ) においてのみ用いられる。

第5問 ( ) に適切な言葉を入れよ。 10問×3点=30/100点

柔道知識 全日本柔道連盟公認審判員規程 第2章 審判員 (抜粋)

(審判員の義務等) 第5条

- 1 審判員は、 ( 指導者 ) 登録 (Cライセンスは競技者登録でも良い) 及び審判員登録を ( 毎年 ) 更新するものとする。
- 2 審判員は、各種の大会における ( 審判員 ) 活動について、都道府県柔道連盟 (協会) を経由して管轄する団体に届けるものとする。
- 5 審判員が、次に定める各号の一に該当する場合は、全柔連の審判委員会は審判員の資格を ( 停止 ) し、又は喪失させることができる。
  - (1) 特別の理由なく ( 4 ) 年間 (Sライセンス審判員については2年間)、試合の審判に携わらないとき
  - (2) 審判員の ( 義務 ) を怠ったとき
  - (3) 審判員として相応しくない ( 言動 ) のあったとき
  - (4) その他審判員として ( 不適格 ) と認めたとき

(審判員研修会) 第6条

- 1 ( S ) ライセンス審判員は、全柔連が主催する審判員研修会に毎年出席しなければならない。
- 2 ( A ) ライセンス審判員、Bライセンス審判員及びCライセンス審判員は、第4条各号に定められる管轄団体が主催する審判員研修会に、少なくとも2年に1度、出席しなければならない。

第 1 問 反則の適用についてのポイントを述べた文章である。( ) に適切な言葉を入れよ。

※「国際柔道連盟試合審判規定」 「反則の適用」

10 問 × 2 点 = 20 / 100

- 1) 罰則を与えるタイミングを考えること。見極めが大切であり、ただ単に機械的に与えるのではなく、( **技を掛ける** ) タイミングを狙っている場合は攻防を継続させ様子を見る。
- 2) 次の禁止事項を犯した場合は、より厳格に対処する。
  - ①腰を曲げ、( **頭を下げた低い** ) 姿勢を取り続けること。
  - ②( **偽装的** ) な攻撃をすること。
  - ③( **組手** ) を嫌うこと。
- 3) 組み方
  - ①立ち姿勢において、( **攻撃しない** ) で「標準的組み方」でない場合、5秒で「指導」。
  - ②1 回目の( **「消極的柔道」** ) に対する罰則はポイントにならないので、早い段階で厳格に与えていく。ただし、安易に双方に与えるのではなく片方に与える見極めが必要となってくる。
- 4) 直接的「反則負け」のうち、( **「正面から飛び込む方法 (通称ダイビング)」** ) と本年から適用された( **帯から下部を直接腕や手で攻撃する・・・** ) の場合のみ、その後の一連の試合に出場できる。
- 5) 肩車で直接後方に投げることは、( **膝立ち** ) の姿勢からでも立ち姿勢と同様に反則負け。
- 6) ( **河津掛** ) のように相手の脚に自分の脚を巻きつけて真後ろ、または相手を持ち上げて捻りながら後方に投げることは「反則負け」。但し、大内刈や大外刈のように向かい合って相手の後方に投げる方法は反則とならない。

第 2 問 ( ) に適切な言葉を入れなさい。※「国際柔道連盟試合審判規定」 「少年大会申し合わせ事項」

10 問 × 2 点 = 20 / 100

第 27 条 (附則)

1. 「相手の後ろ襟、背部又は帯を握ること」 関係
  - ①「後ろ襟」の解釈については、柔道衣を正しく着用したときの( **頸の後ろ側 (うなじ)** ) の範囲にある襟の部分を用いる。たとえ試合者の一方が後ろ襟を握った後、その襟を引き下げて( **側頸部** ) にずらした場合でも反則とする。
  - ②「背部を握る」の範囲は、目安として肩の中心線に( **手首** ) がかかるような状態の場合を背部とみなす。  
「後ろ襟、又は背部を握った」状態で、通称ケンケン内股をかける場合は、( **瞬間的 (1, 2秒程度)** ) の規定にかかわらず、特例として認める。
2. 「両膝を最初から同時に畳について背負投を施すこと。」 関係
  - ③両膝を最初から畳につくとは、同時はもちろん、( **ほとんど同時** ) と見なされる場合も含む。  
( **技が崩れた結果** ) である場合は反則としない。
3. 「関節技及び絞技を用いること。」 関係
  - ④寝技のとき、脚を交差して相手を制しているだけの状態は、( **三角絞** ) とはみなさない。ただし、危険な状態となったときは、( **「待て」** ) と宣告して立たせる。
  - ⑤寝技のとき、意志はなかったが( **関節技** ) がきいた場合は、「待て」と宣告して立たせる。  
(注) 小学生の場合は、寝技のとき、意志はなかったが( **絞技、関節技** ) がきいた場合は、「待て」と宣告して立たせる。

第 3 問 反則となる場合は「○」を、反則をとらない場合は「×」を記入しなさい。

※「国際柔道連盟試合審判規定」

片手または両手で、もしくは、片腕または両腕で帯より下へ直接攻撃・防御は禁止とし1回で「反則負け」となる

10 問 × 3 点 = 30 / 100

1. (  ) 相手の攻撃を一度体で受け止め、その後、脚を取って返し技を施すこと。
2. (  ) 一度「小内刈」を掛けた後に時間差があつて「朽木倒」に入るため脚を取ること。
3. (  ) 相手が「内股」を掛けてきたのを待ち構えて体の接触なしに「掬投」に行くために相手の脚を抱えること。
4. (  ) 「小内巻き込み」を掛ける場合、足と同時に肘だけで相手の脚を抱えること。
5. (  ) 双手刈・朽木倒・掬投・肩車等の技を掛ける場合、片手で襟か袖を持った状態で脚を取り攻撃すること。
6. (  ) 「背負投」を掛けたところ、横に変化されたので連続して「肩車」に入った。
7. (  ) 相手の「支釣込足」を受けた後、脚を取って「大内刈」に返した。
8. (  ) 俗称「谷落とし」を掛ける場合、足と同時に相手の下穿きを握った。
9. (  ) 相手が攻撃に出ようとしている状態のとき、手ではなく肘を相手の脚にあてがって防御すること。
10. (  ) 一度「大内刈」を試みたところ掛からなかったため、連続して脚を取って「朽木倒」を行った。

第 4 問 ( ) に適切な言葉を入れよ。

※国際柔道連盟試合審判規定 一般知識・場内外の判断

5 問 × 2 点 = 10 / 100

1. (  ) 出血の場合、同じ部位は 2 回目で相手が「棄権勝ち」となる。
2. (  ) 嘔吐があつた場合は、その選手に「負傷負け」が与えられる。
3. (  ) 立ち姿勢において、どちらかの試合者の一部でも場内にある場合は試合を継続させる。
4. (  ) 投げ技の評価や反則の取り消しを行なう場合はジェスチャーと発声をする。
5. (  ) 立ち姿勢において、双方の試合者の全身が場外に出た場合は待てとする。

第 5 問 下記の事態の対応について述べよ。

※国際柔道連盟試合審判規定 第 29 条 負傷、疾病、事故 一般知識

2 問 × 10 点 = 20 / 100

1) 試合中に、一方の選手が膝の負傷をしたと思われる場合、主審の対応を記載せよ。

**※負傷の様子を 3～4 秒観察し、試合の再開を促す。それでも長引く様であれば医師を呼ぶかどうか負傷した選手に質問する。**

2) 試合中に、一方の選手が鼻血を出したため医師を呼んで処置を指示したら、医師と看護師が試合場へ上がってきた。そのときの主審の対応を記載せよ。

**※基本的に医師は一人だけしか試合場へ上がれないので看護師が上がってくることを制止する。**

第 1 問 ( ) に適切な言葉を入れなさい。※「国際柔道連盟試合審判規定」 場内外の判断

10 問×3 点=30/100

立ち姿勢において、( **どちらか** ) の試合者の一部でも場内にある場合は試合を継続するが、双方の試合者の ( **全身** ) が場外に出た場合は「待て」とする。

片方の試合者が ( **一方的に** ) 後方へさがって場外へ出ていくような場面が続くようであれば、後方へさがる方の試合者に場外としての「指導」が与えられる。また、双方が組み合っていない場合に片方が ( **不用意に** ) 場外に出た場合も場外として「指導」が与えられる。

( **寝技** ) は、どちらかの選手の体の一部でも場内の畳に触れている限り継続される。

場外際で投げたあと ( **寝技** ) に移行する機会が多いので、安易に ( **「待て」** ) をしてはならない。特に、副審は反射的に手を横に振ってしまう傾向があるので注意する。

一旦試合が始まると、試合者は ( **主審** ) の許可があった場合に限って、( **試合場** ) から外へ出ることができる。主審の許可は非常に例外的な場合、例えば第 3 条に合致しない柔道衣、又は破れたり、汚れた柔道衣を着替える ( **必要がある** ) 場合にのみ与えられる。

第 2 問 ( ) に適切な言葉を入れなさい。※「国際柔道連盟試合審判規定」「少年大会申し合わせ事項」

10 問×2 点=20/100

第 27 条 (附則)

1. [相手の後ろ襟、背部又は帯を握ること] 関係

①「後ろ襟」の解釈については、柔道衣を正しく着用したときの ( **頸の後ろ側(うなじ)** ) の範囲にある襟の部分を用いる。たとえ試合者の一方が後ろ襟を握った後、その襟を引き下げて ( **側頸部** ) にずらした場合でも反則とする。

②「背部を握る」の範囲は、目安として肩の中心線に ( **手首** ) がかかるような状態の場合を背部とみなす。

「後ろ襟、又は背部を握った」状態で、通称ケンケン内股をかける場合は、[ ( **瞬間的(1, 2秒程度)** ) ] の規定にかかわらず、特例として認める。

2. [両膝を最初から同時に畳について背負投を施すこと。] 関係

③両膝を最初から畳につくとは、同時はもちろん、( **ほとんど同時** ) と見なされる場合も含む。( **技が崩れた結果** ) である場合は反則としない。

3. [関節技及び絞技を用いること。] 関係

④寝技のとき、脚を交差して相手を制しているだけの状態は、( **三角絞** ) とはみなさない。ただし、危険な状態となったときは、( **「待て」** ) と宣告して立たせる。

⑤寝技のとき、意志はなかったが ( **関節技** ) がきいた場合は、「待て」と宣告して立たせる。

(注) 小学生の場合は、寝技のとき、意志はなかったが ( **絞技、関節技** ) がきいた場合は、「待て」と宣告して立たせる。

第 3 問 反則となる場合は「○」、反則とならない場合は「×」を記入しなさい。

※「国際柔道連盟試合審判規定」

片手または両手で、もしくは、片腕または両腕で帯より下へ直接攻撃・防御は禁止とし1回で「反則負け」となる

5 問×3 点=15 / 100

1. (  ) 「背負投」を掛けたところ、横に変化されたので連続して「肩車」に入った。
2. (  ) 相手の「支釣込足」を受けた後、脚を取って「大内刈」に返した。
3. (  ) 俗称「谷落とし」を掛ける場合、足と同時に相手の下穿きを握った。
4. (  ) 相手が攻撃に出ようとしている状態のとき、手ではなく肘を相手の脚にあてがって防御すること。
5. (  ) 一度「大内刈」を試みたところ掛からなかったため、連続して脚を取って「朽木倒」を行った。

第 4 問 正しい場合は「○」、正しくない場合は「×」を記入しなさい。

※国際柔道連盟試合審判規定 一般知識・場内外の判断

5 問×3 点=15 / 100

1. (  ) 「棄権勝ち」によって負けとなった選手は、その後の一連の試合に出場できない。
2. (  ) 立ち姿勢のとき、柔道衣が選手の頭部にかぶったので「そのまま」として直した。
3. (  ) 個人試合において、両試合者に「指導」が重なり、双方が「反則負け」になった場合は、延長戦（ゴールデンスコア方式）で勝負を決める。
4. (  ) 両試合者とも得点・罰則なく延長戦（ゴールデンスコア方式）に入った場合、一方の選手が「指導」を受けたとき、「指導・それまで」と宣告して試合を終了する。
5. (  ) スパッツを着ける場合は、足首より短いものに限る。

第 5 問 下記の事態の対応について述べよ。

※国際柔道連盟試合審判規定 第 29 条 負傷、疾病、事故 一般知識

2 問×10 点=20 / 100

3) 女子の試合中に、片方の選手が髪を束ねていたゴムが試合場に落ちたときの主審の対応について記載せよ。

**「待て」を宣告して髪を束ねなおさせる。**

4) 試合中に、一方の選手の下穿きが破れた。そのときの主審の対応について記載せよ。

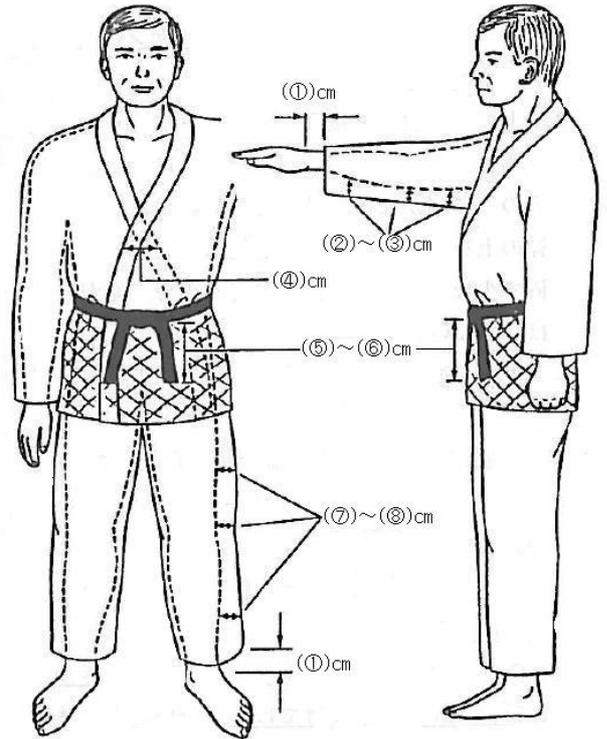
**副審の一人を選手に同行させて、下穿きを別（予備）のものにはきかえさせる。また、そのときはサイズの確認を行う。女子の場合は、あらかじめ指定した女子役員が対応する。**

第 1 問 ( ) に適切な数字を入れよ。

※「国際柔道連盟試合審判規定」 第 3 条 服装 (柔道衣)

10 問 × 2 点 = 20 / 100

- ① ( 5 ) cm
- ② ( 10 ) cm
- ③ ( 15 ) cm
- ④ ( 20 ) cm
- ⑤ ( 20 ) cm
- ⑥ ( 30 ) cm
- ⑦ ( 10 ) cm
- ⑧ ( 15 ) cm
- ⑨ 襟の厚みは最大で ( 1 ) cm、
- ⑩ 幅は最大で ( 5 ) cm でなければならない。



10 問 × 3 点 = 30 / 100

1. 相手の後ろ襟、背部又は帯を握ること。

ただし、技を施すため、瞬間的 ( 瞬間的 ( 1, 2 秒程度 ) ) に握るのは認められる。

(注) 中学生の場合は、試合者の程度に応じて、後ろ襟を握ることは認められる。

2. 両膝を最初から同時に畳について ( 背負投 ) を施すこと。

3. 関節技及び絞技を用いること。

(注) 中学生の場合は、絞技を用いることは認められるが、( 三角絞 ) は認めない。

4. 小学生の試合において、( 裏投 ) を施すこと。

第 27 条 附則

5. 「後ろ襟、又は背部を握った」状態で、通称ケンケン内股をかける場合は、[ 瞬間的 ( 1, 2 秒程度 ) ] の規定にかかわらず、特例として認める。

6. 両膝を最初から畳につくとは、同時はもちろん、( ほとんど同時 ) と見なされる場合も含む。技が崩れた結果である場合は反則としない。

7. 寝技のとき、脚を交差して相手を制しているだけの状態は、( 三角絞 ) とはみなさない。ただし、危険な状態となったときは、「( 待て ) 」と宣告して立たせる。

8. 寝技のとき、意志はなかったが関節技がきいた場合は、「待て」と宣告して立たせる。

(注) 小学生の場合は、寝技のとき、意志はなかったが絞技、関節技がきいた場合は、「待て」と宣告して ( 立たせる ) 。

第 20 条 附則

9. 絞技と関節技による「技の効果が ( 十分現れた場合 ) 」を適用し、審判員の見込みによる「一本」の判定を下すことができる。

第 3 問 反則となる場合は「○」、反則とならない場合は「×」を記入しなさい。

※「国際柔道連盟試合審判規定」

片手または両手で、もしくは、片腕または両腕で帯より下へ直接攻撃・防御は禁止とし1回で「反則負け」となる

5 問 × 3 点 = 15 / 100

1. (  ) 相手の攻撃を一度体で受け止め、その後、脚を取って返し技を施すこと。
2. (  ) 一度「小内刈」を掛けた後に時間差があつて「朽木倒」に入るため脚を取ること。
3. (  ) 相手が「内股」を掛けてきたのを待ち構えて体の接触なしに「掬投」に行くために相手の脚を抱えること。
4. (  ) 「小内巻き込み」を掛ける場合、足と同時に肘だけで相手の脚を抱えること。
5. (  ) 双手刈・朽木倒・掬投・肩車等の技を掛ける場合、片手で襟か袖を持った状態で脚を取り攻撃すること。

第 4 問 正しければ「○」、間違っていれば「×」を記入しなさい。

※国際柔道連盟試合審判規定 一般知識・場内外の判断

5 問 × 3 点 = 15 / 100

1. (  ) 「一本」のジェスチャーは掌を正面に向けて高く上げる。
2. (  ) 個人試合においては、試合時間内に勝負が決しない場合は、延長戦（ゴールデンスコア方式）を行なって勝負を決する。
3. (  ) 最初の試合で赤の試合者に「指導」が 1 つあつて終了した場合、延長戦に引き継がれ、延長戦で赤に「指導」が与えられた時点（2 つ目となる）での宣告は「指導・それまで」と宣告し、試合は終了する。
4. (  ) 反則は「指導」と「反則負け」「棄権負け」の 3 種類であり、「反則負け」及び「棄権負け」のみ合議が義務付けられている。
5. (  ) 試合者が肘・膝等の負傷をした場合、主審は診察した医師と相談した上で試合続行か否かを決定する。

第 5 問 下記の事態の対応について述べよ。

※国際柔道連盟試合審判規定 第 29 条 負傷、疾病、事故 一般知識

2 問 × 10 点 = 20 / 100

- 1) 試合中に、一方の選手が試合場の畳の上に嘔吐した。そのときの主審の対応について記載せよ。

**主審は副審と合議したうえで相手選手に「棄権勝ち」を与える。**

- 2) 試合中に、一方の選手から「爪が割れた」と処置することを要望された。主審の対応について記載せよ。

**爪の割れた状態と出血があるかどうかを確認する。出血がなく割れた状態だけであれば相手に危害を与えないよう医師に爪切りでカットさせる。出血がある場合は医師にテーピングで覆う処置をさせる。**

第 1 問 ( ) に適切な言葉を入れよ。

※第 9 条 試合の場所 (場内)  $5 \text{ 問} \times 4 \text{ 点} = 20 / 100$

試合は、( 試合場 ) 内で行うものとする。試合者の双方が場外にあって施したどのような技も無効とする。但し、( 立ち姿勢 ) において双方が組み合っているとき、どちらか一方の試合者の ( 片足 ) が場内に触れている限り試合は続行される。組み合っていないとき、どちらか一方の試合者が片足でも場外に出た瞬間に「( 待て )」を宣告しなければならない。又、( 捨身技 ) においても同様に適用される。

第 2 問 ( ) に適切な言葉を入れよ。

※第 14 条 試合終了の合図と同時に施された技  $3 \text{ 問} \times 4 \text{ 点} = 12 / 100$

試合終了の合図と同時に技が掛けられた瞬間に決まった技は、( 有効 ) とする。

試合終了合図と同時に宣告された「抑え込み」のときは、試合時間は「一本」(又は同等のもの)が ( 宣告 ) されるか、「解けた」又は「( 待て )」が宣告されるまで延長される。

第 3 問 ( ) に適切な言葉を入れよ。

※第 14 条 試合終了の合図と同時に施された技 附則  $2 \text{ 問} \times 4 \text{ 点} = 8 / 100$

試合終了のベル又はそれに類した音響装置が鳴った後に施された技は、たとえ主審がまだ「それまで」と宣告していなくても、( 無効 ) とする。

投技がベルと同時に施されたとしても、主審がすぐには効果がないと判断したときは「( それまで )」と宣告しなければならない。

第 4 問 ( ) に適切な言葉を入れよ。

※第 29 条 負傷、疾病、事故  $5 \text{ 問} \times 4 \text{ 点} = 20 / 100$

・出血を伴う負傷

出血がある場合には、主審は ( 医師 ) を呼ぶ。ただし、出血を伴う同じ部位の負傷は、医師による手当てを ( 2 ) 回まで受けることができる。同じ部位の 3 回目の出血の時点で、主審は副審と ( 合議 ) した上で試合者自身の ( 安全 ) のために、主審は試合を終了し、相手に「( 棄権勝ち )」が与えられる。

第 5 問 ( ) に適切な言葉を入れよ。

※全日本柔道連盟公認審判員規程 第 2 章 審判員 (抜粋) 10 問 × 2 点 = 20 / 100

(審判員の義務等) 第 5 条

- 1 審判員は、( 指導者 ) 登録 (C ライセンスは競技者登録でも良い) 及び審判員登録を ( 毎年 ) 更新するものとする。
- 2 審判員は、各種の大会における ( 審判員 ) 活動について、都道府県柔道連盟 (協会) を経由して管轄する団体に届けるものとする。
- 5 審判員が、次に定める各号の一に該当する場合は、全柔連の審判委員会は審判員の資格を ( 停止 ) し、又は喪失させることができる。
  - (1) 特別の理由なく ( 4 ) 年間 (S ライセンス審判員については 2 年間)、試合の審判に携わらないとき
  - (2) 審判員の ( 義務 ) を怠ったとき
  - (3) 審判員として相応しくない ( 言動 ) のあったとき
  - (4) その他審判員として ( 不適格 ) と認められたとき

(審判員研修会) 第 6 条

- 1 ( S ) ライセンス審判員は、全柔連が主催する審判員研修会に毎年出席しなければならない。
- 2 ( A ) ライセンス審判員、B ライセンス審判員及び C ライセンス審判員は、第 4 条各号に定められる管轄団体が主催する審判員研修会に、少なくとも 2 年に 1 度、出席しなければならない。

第 6 問

各文章は反則の適用の解説での正誤を○×で答えなさい。

10 問 × 2 点 = 20 / 100

- ① ( ○ ) 立ち姿勢において、攻撃しないで「標準的組み方」でない場合、5 秒で「指導」。
- ② ( ○ ) 「標準的組み方」以外を繰り返し行った場合、適用する時間を 5 秒、次に 3 秒、その次は即というように短くしていく。
- ③ ( × ) ピistolグリップや袖口に触れて引っ掛ける握り方は 5 秒で「指導」。
- ④ ( × ) 首抜きは、抜いたあと姿勢は良いが攻撃しないときは 1 回目で「指導」。
- ⑤ ( ○ ) 1 回目の「消極的柔道に対する罰則」はポイントにならないので、早い段階で厳格に与えていく。ただし、安易に双方に与えるのではなく片方に与える見極めが必要となってくる。
- ⑥ ( × ) 罰則を与えるタイミングを考えること。見極めが大切であり、ただ単に機械的に与えるのではなく、技をかけるタイミングを狙っている場合は、**防御姿勢でも**継続させ様子を見る。
- ⑦ ( ○ ) 防御姿勢の反則は、実際に防御しているのか、相手の揺さぶり（反則を取ろうとしてブロックした状態）によって攻撃できないでいるのかをよく判断すること。
- ⑧ ( × ) 髪の結いなおしは 2 回だけ許され、3 回目は「指導」。ただし、相手が服装を直す等時間を要したときに素早く直す場合はカウントされない。
- ⑨ ( ○ ) 肩車で直接後方に投げることは、膝立ちの姿勢からでも立ち姿勢と同様に「反則負け」。
- ⑩ ( × ) 河津掛のように相手の脚に自分の脚を巻き付けて**真後ろ、または相手を持ち上げて捻りながら後方に投げることは 1 回目は「待て」とし、2 回目は「指導」。**ただし、大内刈や大外刈のように向かい合って相手を後方に投げる方法は反則とならない。

第 1 問 ( ) に適切な数字を入れよ。

※第 10 条 試合時間  $6 \text{ 問} \times 2 \text{ 点} = 12 / 100$

	本戦	延長戦
シニア	( 5 ) 分	( 3 ) 分
ジュニア ( 15 歳以上 20 歳未満)	( 4 ) 分	( 2 ) 分
カデ ( 15 歳以上 ~ 16 歳未満)	( 4 ) 分	( 2 ) 分

第 2 問 ( ) に適切な言葉を入れよ。

※第 26 条 「抑え込み」 附則  $8 \text{ 問} \times 3 \text{ 点} = 24 / 100$

「抑え込み」が施されているとき、有利な立場にある試合者が罰則に値する禁止事項を犯したならば、主審は「( 待て )」と宣告して、双方を ( 試合開始時 ) の位置に戻し、罰則(「抑え込み」時間の評価も ( 宣告 ) する) を与える。その後、「始め」の宣告によって試合が再開される。

「抑え込み」が施されているとき、不利な立場にある試合者が罰則に値する禁止事項を犯したならば、主審は「( そのまま )」と宣告し、その罰則を与える。その後、双方に触れて「( よし )」と宣告して試合を再開する。

ただし、与えられる罰則が「( 反則負け )」のときは、主審は「( そのまま )」の宣告の後、副審と合議した上で「待て」を宣告して両試合者をそれぞれの開始の位置に戻し、「反則負け」を宣告、そして「( それまで )」の宣告で試合を終了する。

第 3 問 ( ) に適切な言葉を入れよ。

※第 14 条 試合終了の合図と同時に施された技  $3 \text{ 問} \times 3 \text{ 点} = 9 / 100$

試合終了の合図と同時に技が掛けられた瞬間に決まった技は、( 有効 ) とする。

試合終了合図と同時に宣告された「抑え込み」のときは、試合時間は「一本」(又は同等のもの)が ( 宣告 ) されるか、「解けた」又は「( 待て )」が宣告されるまで延長される。

第 4 問 第 27 条 3 3 項による「反則負け」となる主なケースを 4 つ述べよ。

※第 27 条 禁止事項と罰則 附則 反則負け (重大な違反)  $4 \text{ 問} \times 5 \text{ 点} = 20 / 100$

3 3) 立ち姿勢のとき、相手の帯より下へ手や腕で直接攻撃・防御すること。

「反則負け」となる主なケース

- ①「双手刈」・「朽木倒」・「掬投」・「肩車」等の技を掛ける場合、片手で襟を持っていても持っていないなくても直接脚を取り攻撃すること。触れた程度は反則ではない。
- ②相手が攻撃に出ようとしている状態のとき、手や腕を直接相手の脚にあてがったり、下穿きを持って防御すること。
- ③「小内巻込」・「大内刈」・「谷落」等を掛ける場合、足と同時に手または腕で相手の脚を抱えること。
- ④「一本背負投」「袖釣込腰」等を掛ける場合、背負うと同時に手または腕で相手の脚を抑えること。
- ⑤相手が「内股」等を掛けてきたのを待ち構えて体の接触なしに「掬投」にいくために相手の脚を抱えること。
- ⑥偽装的な技を掛けてから脚を取ること。
- ⑦返技であっても脚を取るタイミングが同時か早いと判断された場合。

第 5 問 ( ) に適切な言葉を入れよ。

※第 29 条 負傷、疾病、事故  $5 \text{ 問} \times 3 \text{ 点} = 15 / 100$

・軽微な負傷

軽微な負傷については、試合者自身が ( 処置 ) することが認められる。例えば指が脱臼した場合には、主審は「待て」又は「( そのまま )」を宣告して試合を中断し、脱臼した指を試合者自らが復すことを認められる。試合者が同じ指の整復を行うことは ( 2 ) 回まで認められる。同じ脱臼が 3 回目に起こった時点で、その試合者は試合を続行する状態にないとみなされ、主審は副審と ( 合議 ) した上で試合を終了し、相手に「( 棄権勝ち )」が与えられる。

第 6 問

次の文は、国際柔道連盟試合審判規定（技の評価）の解説である。

各文章の正誤を○×で答えよ。 10問×2点=20/100

- ① ( × ) 立ち姿勢は両膝が畳から離れていること。片膝が着いたら寝姿勢。但し、立ち勝負から流れの中で、瞬間的に片膝が畳に着く程度は立ち姿勢とみなす。流れを理解すること。
- ② ( × ) 捨身技で自ら倒れたときや返し技で同体のように倒れたときは、最終的にどちらが上部に被さっているかを見極めること。スコアを与える場合、テープを指すことが重要。
- ③ ( ○ ) ブリッジして逃れても、技の評価に相当するスコアを与える。
- ④ ( ○ ) 巴投や背負投等において、中断して投げたときはワンランク下のスコアとなる。
- ⑤ ( × ) 引込返は投技としてスコアをとらない。
- ⑥ ( × ) 関節技を施しながらの投技（腕返等）はスコアとなるが、絞技を施しての技はスコアとならない。
- ⑦ ( ○ ) 試合終了の合図と同時に施された技はスコアとなる。微妙な場合は時計係への確認と合議が必要。
- ⑧ ( ○ ) 背負投や釣込腰で反対側に投げたときは、相手を制しているかどうかを見極めること。
- ⑨ ( × ) 1 回目の「指導」は得点とせず、2 回目の「指導」で相手に「有効」相当の得点を与えることから、1 回目の「指導」においては発声せず、掲示板には「指導マークを表示しない。
- ⑩ ( ○ ) 投技の評価が三段階となったが、「有効」と「効果」を一本化するのではなく、「有効」の判断基準は現行どおりで、「効果」に相当する評価は認めない。

第 1 問 ( ) に適切な言葉を入れよ。

※第 1 条 試合場  $8 \text{ 問} \times 3 \text{ 点} = 24 / 100$

試合場の大きさは最小限 ( ① ) m × ( ① ) m、最大限 ( ② ) m × ( ② ) m とされ、そこへ畳かそれに類したものを敷き詰める。

試合場の内側の区域を ( ③ ) と呼び、最小限 ( ④ ) m × ( ④ ) m、最大限 ( ⑤ ) m × ( ⑤ ) m の大きさとされる。また、外側の区域を ( ⑥ ) と呼び、( ⑦ ) m の幅をとる。オリンピックや世界選手権、IJF (国際柔道連盟) 主催の試合では、一般的に ( ③ ) の大きさが ( ⑧ ) m × ( ⑧ ) m で行わなければならない。

- ① ( 14 )    ② ( 16 )    ③ ( 試合場内 )    ④ ( 8 )  
⑤ ( 10 )    ⑥ ( 安全地帯 )    ⑦ ( 3 )    ⑧ ( 8 )

第 2 問 ( ) に適切な言葉を入れよ。

※第 11 条 試合時間外 / 「待て」 / 「そのまま」  $2 \text{ 問} \times 3 \text{ 点} = 6 / 100$

主審による「待て」と「始め」の宣告の間、及び「( そのまま )」と「( よし )」の宣告の間に経過した時間は、試合時間とはしない。

第 3 問 ( ) にその後の試合への出場について記しなさい。

※特殊な勝敗における、その後の試合への出場について  $10 \text{ 問} \times 3 \text{ 点} = 30 / 100$

①「不戦」による負け

- ・原則 ( その後の一連の試合に出場することができない。 )
- ・一定の条件を満たした場合 ( その後の一連の試合に出場することができる。 )

②「棄権」による負け ( その後の一連の試合に出場することができる。 )

③「反則負け」

- ・累積の場合 ( その後の一連の試合に出場することができる。 )
- ・直接の場合 ( その後の一連の試合に出場することができない。 )
- ・直接の場合のいわゆる「ダイビング」による場合  
( その後の一連の試合に出場することができる。 )

④両者「反則負け」

- ・累積の場合 ( ゴールデンスコアにより勝者を決める。 )
- ・直接の場合 ( 両者とも出場できない。 )

⑤「反則負け」と同時「総合勝ち」 ( ゴールデンスコアにより勝者を決める。 )

⑥同時「一本」同時「総合勝ち」 ( ゴールデンスコアにより勝者を決める。 )

第 4 問 ( ) に適切な言葉を入れよ。

※柔道知識 全日本柔道連盟「審判委員規定」(抜粋)

10 問 × 2 点 = 20 / 100

(目的) 第 1 条

この規程は、財団法人全日本柔道連盟の審判委員の制度を定め、大会における試合の ( 勝敗 ) に誤りのないように導くとともに審判員の ( 資質 ) の向上を図ることを目的とする。

(審判委員) 第 2 条

審判委員は、審判員の試合における ( 判断 )、判定等について、試合を ( 中断 ) して確認、助言または意見を主張し、円滑な ( 試合進行 ) に寄与するとともに審判員の技術向上に務めるものとする。

(審判委員の義務等) 第 5 条

1 審判委員は、次の各号に挙げるとき、試合を中断して審判員に確認しなければならない。

- (1) 試合を把握し、審判員の判断に ( 疑義 ) があるとき
- (2) 返し技やすかし技などで明確な ( 指示 ) がないとき
- (3) 得点表示板、時計等の ( 確認 ) や訂正するとき
- (4) 審判員に対して ( 助言 ) すべきことがあったとき
- (5) その他、審判委員が ( 必要 ) と認めたとき

第5問 次の文は、国際柔道連盟試合審判規定（医療措置）の解説である。各文章の正誤を○×で答えなさい。

10問×2点=20/100

- ① ( × ) 医師は特別な場合を除いて、選手から呼ばれない限り、畳上に勝手に上がることは許されない。特別な場合とは、自分に責任のある選手が危険な状態になった場合（例えば絞技により落ちた状態）試合に介入（止める）することを求めることができる。そのときは、自動的にその選手は負けを意味する。
- ② ( ○ ) 選手が普通（肩・腰・膝等）の負傷をした程度では、医師は診察や治療はできない。普通の負傷で主審から呼ばれて診察や治療をした場合、自動的に相手の選手が「棄権勝ち」となる。
- ③ ( ○ ) 軽微な医療処置として選手が爪を負傷した場合、主審の指示により医師は爪を切ることを手伝うことができる。また、出血が伴う場合のみ粘着テープ等で出血が覆うことができる。
- ④ ( × ) 出血が伴う負傷の場合、安全面の見地からどのような場合でも必ず粘着テープ、包帯、鼻用の止血栓等である程度に出血を覆わなければならない。また、血液凝固剤や止血剤の使用も認められる。
- ⑤ ( × ) 出血の場合、同じ部位の手当は3回まで。4回目に出血があった時点で相手が「棄権勝ちとなるので1回目から確実に止血処置することが重要。
- ⑥ ( × ) 出血の場合の手当の回数は、混乱を招かないようにスコアボードに表示されなければならない。
- ⑦ ( ○ ) 出血が止まらない場合は、いかなる場合でも相手が「棄権勝ち」となる。
- ⑧ ( × ) 主審は急所の負傷があった場合、自らの判断により（尻を打つ等して）調整するのを手伝うことができる。
- ⑨ ( ○ ) 試合者1名に対し、1人の医師のみ試合場に上がることができる。但し、補助が必要な場合は主審の許可を得て認められる場合もある。
- ⑩ ( × ) 選手の頭部や脊椎に重大な負傷が起こったと思われる場合、医師の判断により診察ができる。また診察の結果、試合を続行できるか否かを主審に報告しなければならない。続行不可能と報告した場合、相手の選手が「棄権勝ち」となる。重大な負傷の場合は回数に関係なく主審の判断で診察することができる。

第 1 問 以下の文章で、正しいものには○、正しくないものには×を入れなさい。

※柔道一般知識 10問×2点=20/100

- ① ( × ) スパッツを着用する場合は足首から見えない程度であれば許される。
- ② ( ○ ) 立ち姿勢において双方が組み合っているとき、試合者の一方が場外に位置して場内の相手を場外に投げた場合、結果的に双方が場外に位置することになるが、その技は認められる。
- ③ ( × ) 勝者の指示は、無言で行われるが、「総合勝ち」と「棄権勝ち」は発声する。
- ④ ( ○ ) 公式の試合時間はジュニア、カデともに4分間で、ゴールデンスコアは2分間である。
- ⑤ ( × ) カデの試合において、絞技は禁止されている。
- ⑥ ( ○ ) 直接「反則負け」になった試合者はその後の試合に出場できないが、いわゆる「帯より下を手や腕で直接攻撃すること」で「反則負け」になった試合者は除かれる。
- ⑦ ( ○ ) 髪の毛の結い直しは、1回目は許されるが、2回目からは「指導」が与えられる。
- ⑧ ( ○ ) 試合中、「始め」から「待て」の間はコーチ席にいるコーチは、選手に対して指示を与えることができない。
- ⑨ ( × ) 出血の場合は、安全面から包帯などで完全に出血を覆わなければならないが、止血剤や血液凝固剤は使用できない。
- ⑩ ( × ) 帯より下の部分を手や腕で直接攻撃・防御することは「反則負け」となり、連絡技や変化技などに関わりなく適用される。

第 2 問 以下は「抑込技」についての説明である。空欄に適切な語を入れなさい。

※第 26 条 「抑え込み」 10問×3点=30/100

- 1) 抑えられた試合者が、( 相手 ) によって制せられており、畳に ( 背 )、( 両肩 ) または片方の肩がついていること。
- 2) 横側、( 頭上 )、身体の上から制していること。
- 3) 抑えている試合者は、( 相手の脚 ) で ( 自分の脚 ) 又は身体を制せられていないこと。
- 4) 少なくとも試合者の一方の身体の一部が、( 試合場内 ) に触れていること。
- 5) 抑え込んでいる試合者は、その身体が「( 袈裟 )」または「( 四方 )」の体勢、すなわち「( 袈裟固 )」あるいは「上四方固」のような形にならない。

第 3 問 国際柔道連盟試合審判規定第 17 条にある、主審が試合を一時止めるために「待て」をかける場合の全ての条項を記しなさい。

※第 17 条 「待て」の適用 10 問×3 点=30 / 100

- 1) 試合者の一方又は双方が場外に出たとき
- 2) 試合者の一方又は双方が禁止事項の 1 つを犯したとき
- 3) 試合者の一方又は双方が負傷又は発病したとき
- 4) 試合者の一方又は双方に柔道衣の乱れを直させるとき
- 5) 寝技において、明らかに進展がないとき
- 6) 試合者の一方が、他方を背負いながら寝技から立ち姿勢ないしは半立ち姿勢に移ったとき
- 7) 試合者の一方が、立ち姿勢のまま、あるいは寝技から立ち姿勢に移りながら、畳に背を付けて脚を立ち姿勢の試合者の身体に巻きつけている相手を畳から引き上げたとき
- 8) 試合者の一方が、立ち姿勢から関節技又は絞技を施し又は施そうとしたが、十分な効果が現れないとき
- 9) その他、主審が必要と認めたとき
- 10) 主審と副審、又は審判委員会が打ち合わせをしようとするとき

第 4 問 ( ) に適切な言葉を入れなさい。

※第 27 条 禁止事項と罰則 10 問×2 点=20 / 100

◆指導(軽微な違反)

- 1) 相手の ( 袖口 ) を折り返して握ること。
- 2) 帯の端や上衣の ( 裾 ) を、相手の身体のどの部分にでも巻きつけること。
- 3) 相手の ( 顔面 ) に、直接手又は腕、足又は脚をかけること。
- 4) 相手の帯、もしくは襟に ( 足や脚 ) をかけること。
- 5) 柔道衣の上衣の裾又は帯を使って、あるいは直接指で ( 絞技 ) を施すこと。
- 6) 立ち姿勢、寝技のいずれにおいても、場外に出るか、相手を ( 故意に ) 場外に押し出すこと。
- 7) 立ち姿勢において、組んだ後、極端な防御姿勢をとること (通常 ( 5 ) 秒を超えて)。

◆反則負け(重大な違反)

- 8) ( 肘 ) 関節以外の関節をとること。
- 9) ( 背を畳につけている ) 相手を引き上げ、これを畳に突き落とすこと。
- 10) 相手が払腰等を掛けたとき、相手の支えている脚を ( 内側 ) から刈ること。

第 1 問 以下の文章で、正しいものには○、正しくないものには×を入れなさい。

※柔道一般知識 10問×2点=20/100

- ① ( × ) スパッツを着用する場合は足首から見えない程度であれば許される。
- ② ( ○ ) 立ち姿勢において双方が組み合っているとき、試合者の一方が場外に位置して場内の相手を場外に投げた場合、結果的に双方が場外に位置することになるが、その技は認められる。
- ③ ( × ) 勝者の指示は、無言で行われるが、「総合勝ち」と「棄権勝ち」は発声する。
- ④ ( ○ ) 公式の試合時間はジュニア、カデともに4分間で、ゴールデンスコアは2分間である。
- ⑤ ( × ) カデの試合において、絞技は禁止されている。
- ⑥ ( ○ ) 直接「反則負け」になった試合者はその後の試合に出場できないが、いわゆる「帯より下を手や腕で直接攻撃すること」で「反則負け」になった試合者は除かれる。
- ⑦ ( ○ ) 女性の髪の結い直しは、1回目は許されるが、2回目からは「指導」が与えられる。
- ⑧ ( ○ ) 試合中、「始め」から「待て」の間はコーチ席にいるコーチは、選手に対して指示を与えることができない。
- ⑨ ( × ) 出血の場合は、安全面から包帯などで完全に出血を覆わなければならないが、止血剤や血液凝固剤は使用できない。
- ⑩ ( × ) 帯より下の部分を手や腕で直接攻撃・防御することは「反則負け」となり、連絡技や変化技などに関わりなく適用される。

第 2 問 国際柔道連盟試合審判規定第 21 条「技あり、合せて一本」、および第 22 条「総合勝ち」の項目について記しなさい。

3問×10点=30/100

「技あり、合せて一本」

- ・ 試合者の一方が、1つの試合で2回目の「技あり」を取ったときは(第 23 条参照)、主審は「技あり、合せて一本」と宣告する。

「総合勝ち」

主審は次のような場合に「総合勝ち」と宣告する。

- ・ a) 試合者の一方が「技あり」を取っていて、その後に相手が「指導」を3回受けたとき。
- ・ b) 試合者の一方が、既に「指導」を3回受けていて、その後に相手の試合者が「技あり」を取ったとき。

第 3 問 以下は「抑込技」についての説明である。空欄に適切な語を入れなさい。

※第 26 条「抑え込み」 附則 10 問×3 点=30 / 100

試合者の一方が、相手を「抑え込み」で制している、他の抑込技に変化しても、完全に制している限り、その「抑え込み」の時間は「一本」(又は同等のもの)が宣告されるか、「( 解けた )」又は「( 待て )」の宣告があるまで継続しているものとする。

「抑え込み」が施されているとき、有利な立場にある試合者が罰則に値する禁止事項を犯したならば、主審は「( 待て )」と宣告して、双方を試合開始時の位置に戻し、罰則(「抑え込み」時間の評価も宣告する)を与える。その後、「始め」の宣告によって試合が再開される。

「抑え込み」が施されているとき、不利な立場にある試合者が罰則に値する禁止事項を犯したならば、主審は「( そのまま )」と宣告し、その罰則を与える。その後、双方に触れて「( よし )」と宣告して試合を再開する。ただし、与えられる罰則が「反則負け」のときは、主審は「そのまま」の宣告の後、副審と合議した上で「( 待て )」を宣告して両試合者をそれぞれの開始の位置に戻し、「反則負け」を宣告、そして「( それまで )」の宣告で試合を終了する。

両副審が「抑え込み」に入っているとみなしたが、主審が「( 抑え込み )」を宣告していないとき、両副審は「抑え込み」の合図を示す。主審は三者多数決の原則に従って「抑え込み」を直ちに宣告しなければならない。

「抑え込み」中に、抑え込まれている試合者が、相手の脚をその上からでも下からでも挟むことができた場合、「( 解けた )」が宣告されなければならない。

抑え込まれている試合者の背中が畳についていない状態になっても(例えば、ブリッジ)、抑え込んでいる試合者が制しているときは、「( 抑え込み )」は継続しているとみなす。

第 4 問 ( ) に適切な言葉を入れなさい。

※第 27 条 禁止事項と罰則 10 問 × 2 点 = 20 / 100

◆指導(軽微な違反)

- 1) 攻撃しているような印象を与えるが、明らかに相手を ( 投げる意志 ) のない攻撃を行うこと (偽装的攻撃)。
- 2) 立ち姿勢において、防御のために相手の ( 袖口 ) を握り続けること (通常 5 秒を超えて)、及び捻り絞って握ること。
- 3) 立ち姿勢において、勝負を避けるために、相手と片手又は両手の指を組み合わず姿勢を続けること (通常 ( 5 ) 秒を超えて)。
- 4) 故意に、自分の柔道衣を乱すこと、及び ( 主審の許可 ) なしに、帯や下穿の紐をほどいたり、締め直したりすること。
- 5) 第 16 条 (寝技への移行) によらず、相手を ( 寝技 ) に引き込むこと。
- 6) 相手の袖口又は下穿の裾口に ( 指 ) を差し入れること。
- 7) 立ち姿勢において、攻撃をしないで、「標準的」組み方以外の組み方をすること (通常 ( 5 ) 秒を超えて)。

◆反則負け(重大な違反)

- 8) 主審の ( 指示 ) に従わないこと。
- 9) 試合中に、無意味な発声や、相手や審判員の人格を無視するような ( 言動 ) を行うこと。
- 10) 特に首や脊椎など、相手を傷つけたり危害を及ぼしたり、あるいは ( 柔道精神 ) に反するような動作をすること。

第 1 問 以下の文章で、正しいものには○、正しくないものには×を入れなさい。

※柔道一般知識 10問×2点=20/100

- ① ( × ) スパッツを着用する場合は足首から見えない程度であれば許される。
- ② ( ○ ) 立ち姿勢において双方が組み合っているとき、試合者の一方が場外に位置して場内の相手を場外に投げた場合、結果的に双方が場外に位置することになるが、その技は認められる。
- ③ ( × ) 勝者の指示は、無言で行われるが、「総合勝ち」と「棄権勝ち」は発声する。
- ④ ( ○ ) 公式の試合時間はジュニア、カデともに4分間で、ゴールデンスコアは2分間である。
- ⑤ ( × ) カデの試合において、絞技は禁止されている。
- ⑥ ( ○ ) 直接「反則負け」になった試合者はその後の試合に出場できないが、いわゆる「帯より下を手や腕で直接攻撃すること」で「反則負け」になった試合者は除かれる。
- ⑦ ( ○ ) 髪の毛の直しは、1回目は許されるが、2回目からは「指導」が与えられる。
- ⑧ ( ○ ) 試合中、「始め」から「待て」の間はコーチ席にいるコーチは、選手に対して指示を与えることができない。
- ⑨ ( × ) 出血の場合は、安全面から包帯などで完全に出血を覆わなければならないが、止血剤や血液凝固剤は使用できない。
- ⑩ ( × ) 帯より下の部分を手や腕で直接攻撃・防御することは「反則負け」となり、連絡技や変化技などに関わりなく適用される。

第 2 問 国際柔道連盟試合審判規定第 21 条「技あり、合せて一本」、および第 22 条「総合勝ち」の項目について記しなさい。

3問×10点=30/100

「技あり、合せて一本」

- ・ 試合者の一方が、1つの試合で2回目の「技あり」を取ったときは(第 23 条参照)、主審は「技あり、合せて一本」と宣告する。

「総合勝ち」

主審は次のような場合に「総合勝ち」と宣告する。

- ・ a) 試合者の一方が「技あり」を取っていて、その後に相手が「指導」を3回受けたとき。
- ・ b) 試合者の一方が、既に「指導」を3回受けていて、その後に相手の試合者が「技あり」を取ったとき。

第 3 問 以下は「抑込技」についての説明である。空欄に適切な語を入れなさい。

※第 26 条「抑え込み」 附則 10 問×3 点=30 / 100

試合者の一方が、相手を「抑え込み」で制している、他の抑込技に変化しても、完全に制している限り、その「抑え込み」の時間は「一本」（又は同等のもの）が宣告されるか、「（ 解けた ）」又は「（ 待て ）」の宣告があるまで継続しているものとする。

「抑え込み」が施されているとき、有利な立場にある試合者が罰則に値する禁止事項を犯したならば、主審は「（ 待て ）」と宣告して、双方を試合開始時の位置に戻し、罰則（「抑え込み」時間の評価も宣告する）を与える。その後、「始め」の宣告によって試合が再開される。

「抑え込み」が施されているとき、不利な立場にある試合者が罰則に値する禁止事項を犯したならば、主審は「（ そのまま ）」と宣告し、その罰則を与える。その後、双方に触れて「（ よし ）」と宣告して試合を再開する。ただし、与えられる罰則が「反則負け」のときは、主審は「そのまま」の宣告の後、副審と合議した上で「（ 待て ）」を宣告して両試合者をそれぞれの開始の位置に戻し、「反則負け」を宣告、そして「（ それまで ）」の宣告で試合を終了する。

両副審が「抑え込み」に入っているとみなしたが、主審が「（ 抑え込み ）」を宣告していないとき、両副審は「抑え込み」の合図を示す。主審は三者多数決の原則に従って「抑え込み」を直ちに宣告しなければならない。

「抑え込み」中に、抑え込まれている試合者が、相手の脚をその上からでも下からでも挟むことができた場合、「（ 解けた ）」が宣告されなければならない。

抑え込まれている試合者の背中が畳についていない状態になっても（例えば、ブリッジ）、抑え込んでいる試合者が制しているときは、「（ 抑え込み ）」は継続しているとみなす。

第 4 問 ( ) に適切な言葉を入れよ

※第 27 条 禁止事項と罰則 10 問 × 2 点 = 20 / 100

◆指導(軽微な違反)

- 1) 立ち姿勢において、組む前にでも組んだ後にでも、何の( **攻撃動作** ) もとらないこと。
- 2) 親指と四指の間で相手の( **袖口** ) を握ること。
- 3) 相手の握りを解くために、相手の指を( **逆** ) にとること。
- 4) 相手の胴(胴絞)、頸、( **頭** ) を脚で挟んで絞めること(両足を交差し、両脚を伸ばして)。
- 5) ( **帯から上** ) を組むことなく、いきなり抱きついて投技を施すこと。ただし、1 回目は「待て」として、投技の評価と罰則は与えられない。2 回目からは「指導」が与えられる。

◆反則負け(重大な違反)

- 6) 内股、払腰等の技を掛けるか、又は掛けようとしながら、身体を前方へ低くまげ、( **頭** ) から畳に突っ込むこと。また立ち姿勢又は膝をついた姿勢から、肩車のような技を掛けながら、あるいは掛けようとしながら、まっすぐ( **後方** ) に倒れること。
- 7) 試合者の一方が、後ろからからみついたとき、これを制しながら、故意に同体となって( **後方** ) に倒れること。
- 8) ( **硬い物質** ) 又は金属の物質を身につけていること(覆っていても、いなくても)。
- 9) 立ち姿勢のとき、相手の帯より下へ手や腕で直接( **攻撃・防御** ) すること。

**第 1 問** 以下は「審判員の動作」についての説明である。空欄に適切な語を入れなさい。

第 8 条審判員の動作  $10 \text{ 問} \times 2 \text{ 点} = 20 / 100$

審判員の全ての合図は少なくとも ( 3 ) 秒から 5 秒間維持し、試合者から目を離さず、両副審にわかるように ( 動きながら ) 継続すること。ただし、体を回すとき、( 両試合者 ) から目を離さないように注意する。また、( 副審 ) の片方を視野に入れて異見がないか確認する。

両試合者に罰則を与える場合は、主審は、該当する ( 動作 ) を行い、試合者を ( 交互 ) に指差し、訂正する合図が必要なときは、取り消しの合図の後、速やかに示す。「待て」の発声は ( 試合者 ) 等に聞こえるように、手は ( 時計係 ) に向け、試合者から目を離さない。

自然体を保ち、腕だけで ( ジェスチャー ) を行う。体が ( アップダウン ) しないよう注意する。

**第 2 問** 以下は「国際柔道連盟試合審判規定（暫定）の試験的導入」についての説明である。空欄に適切な語を入れなさい。

※国際柔道連盟試合審判規定（暫定）の試験的導入について

指導について  $5 \text{ 問} \times 2 \text{ 点} = 10 / 100$

1 回目から 3 回目の「指導」は相手の ( スコア ) に反映しない。但し、4 回目は「( 反則負け )」として相手が勝者となる。

試合終了のとき、スコアが同等の場合は「( 指導 )」が少ない選手が勝者となるが、スコアも「指導」も同等の場合のみゴールデンスコアの延長戦を行い、先に「指導」を与えられた選手が敗者となり、先にスコアを獲得した選手が勝者となる。

積極的な、またしっかりとした組み手の柔道をしている場合は「指導」を与える必要はないが、( ネガティブ ) な柔道（例：組合わない、偽装攻撃、防御姿勢）に対して厳しく「指導」を取るようにする。

ベアハグの定義について、組合っていない場面から直接相手を抱えて投げた場合のみベアハグとし、( 1 ) 回目から「指導」とする。片手でも組んでいる場合はベアハグにあたらぬ。

ベアハグを仕掛けてきた相手を返し技（内股等）で投げた場合はスコアを優先する。

**第3問** 以下は「全日本柔道連盟『審判委員規定』」についての説明である。空欄に適切な語を入れなさい。

全日本柔道連盟「審判委員規定」(審判委員の義務等) **10問×2点=20/100**

(目的) 第1条

この規程は、財団法人全日本柔道連盟の審判委員の制度を定め、大会における試合の( **勝敗** )に誤りのないように導くとともに審判員の( **資質** )の向上を図ることを目的とする。

(審判委員) 第2条

審判委員は、審判員の試合における( **判断** )、判定等について、試合を( **中断** )して確認、助言または意見を主張し、円滑な( **試合進行** )に寄与するとともに審判員の技術向上に務めるものとする。

(審判委員の義務等) 第5条

1 審判委員は、次の各号に挙げるとき、試合を中断して審判員に確認しなければならない。

- (1) 試合を把握し、審判員の判断に( **疑義** )があるとき
- (2) 返し技やすかし技などで明確な( **指示** )がないとき
- (3) 得点表示板、時計等の( **確認** )や訂正するとき
- (4) 審判員に対して( **助言** )すべきことがあったとき
- (5) その他、審判委員が( **必要** )と認めたとき

**第4問** 以下は「負傷、疾病、事故」についての説明である。空欄に適切な語を入れなさい。

第29条「負傷、疾病、事故」出血を伴う負傷 **5問×2点=10/100**

出血を伴う負傷があった場合には、( **主審** )は医師を呼び、出血を止めさせる。

出血がある場合には、主審は医師を呼ぶ。ただし、出血を伴う同じ部位の負傷は、医師による手当てを( **2** )回まで受けることができる。

同じ部位の( **3** )回目の出血の時点で、主審は( **副審** )と合議した上で試合者自身の安全のために、主審は試合を終了し、相手に「( **棄権勝ち** )」が与えられる。

第 5 問

以下は「国際柔道連盟試合審判規定『少年大会申し合わせ事項』』についての説明である。

空欄に適切な語を入れなさい。

国際柔道連盟試合審判規定「少年大会申し合わせ事項」

10 問 × 2 点 = 20 / 100

第 27 条（禁止事項と罰則）

1. [相手の後ろ襟、背部又は帯を握ること] 関係

①「後ろ襟」の解釈については、柔道衣を正しく着用したときの（ 頸の後ろ側（うなじ） ）の範囲にある襟の部分を用いる。たとえば試合者の一方が後ろ襟を握った後、その襟を引き下げて（ 側頸部 ）にずらした場合でも反則とする。

②「背部を握る」の範囲は、目安として肩の中心線に（ 手首 ）がかかるような状態の場合を背部とみなす。

「後ろ襟、又は背部を握った」状態で、通称ケンケン内股等をかける場合は、

〔（ 瞬間的（1, 2 秒程度） ）〕の規定にかかわらず、特例として認める。

内股に限らずケンケンで入る技（例えば大内刈・大外刈等）を対象とする。この場合、

（ 連絡・変化技 ）が途切れるまで認める。

2. [両膝を最初から同時に畳について背負投を施すこと。] 関係

両膝を最初から畳につくとは、同時はもちろん、（ ほとんど同時 ）と見なされる場合も含む。

（ 技が崩れた結果 ）である場合は反則としない。

3. [関節技及び絞技を用いること。] 関係

①寝技のとき、脚を交差して相手を制しているだけの状態は、（ 三角絞 ）とはみなさない。ただし、危険な状態となったときは、「（ 待て ）」と宣告して立たせる。

②寝技のとき、意志はなかったが（ 関節技 ）がきいた場合は、「待て」と宣告して立たせる。

第6問

以下の文章で、正しいものには○、正しくないものには×を入れなさい。

※国際柔道連盟試合審判規定（暫定）の試験的導入について

10問×2点=20/100

- ① ( ○ ) 立姿勢において、相手の帯から下への攻撃・防御は、全て「反則負け」となる。寝姿勢と判断されれば攻撃しても防御しても、「反則負け」とはならない。
- ② ( × ) 立姿勢から、寝姿勢に移行する際に脚を攻撃・防御した場合は「反則負け」にならない。
- ③ ( ○ ) 相手の帯から下に触れたくらい（明確にブロックしていない場合）では、「反則負け」にならない。
- ④ ( × ) 巴投や隅返等を掛けられた場合、相手から技を掛けている段階で脚を掴んだ場合は「反則負け」ただし、施した技が終わった瞬間に掴んだ場合は問題ない。
- ⑤ ( ○ ) 自身が背負投を掛けて、相手がそれを受けて内股で返した場合、手で相手の脚をブロックしたような状態になった場合であっても、極端な場合（抱え込む等）でなければ「反則負け」としない。
- ⑥ ( × ) 大腰や裏投を掛ける時に、帯の周辺に手がかかった場合でも、「反則負け」となる。
- ⑦ ( × ) 相手の柔道衣が、正しく着用されている時に、帯から下の裾の部分を掴んだ場合は「反則負け」とはしない。
- ⑧ ( ○ ) 両手で組んでいる場合、肩車や小内巻込等で腕や肘が相手の脚に触れたとしても「反則負け」にはならない。
- ⑨ ( × ) 「反則負け」は、 Jury が認めた場合にのみ与える。
- ⑩ ( ○ ) 帯から柔道衣が出ている場合は裾を掴んで攻撃することは認められる。故意に相手の柔道衣を帯から出した場合は「指導」。

第 1 問 以下は「審判員と役員」についての説明である。空欄に適切な語を入れなさい。

※第 5 条「審判員と役員」附則 5 問×2 点=10/100

記録係、得点表示係、時計係、さらに他の競技係員は ( 21 ) 歳以上で、国内審判員として最低 ( 3 ) 年の経験を有し、( 試合審判規定 ) をよく理解している者でなければならない。

組織委員会は、彼らが職務を行うに先立って十分に訓練されていることを保証しなければならない。時計係は最低 2 名必要であり、1 名は ( 試合時間 ) を計る者、もう 1 名は「( 抑え込み )」時間を計る者である。

第 2 問 以下は「試合終了の合図と同時に施された技」についての説明である。空欄に適切な語を入れなさい。

※第 14 条「試合終了の合図と同時に施された技」 5 問×2 点=10/100

試合終了の合図と同時に技が掛けられた瞬間に決まった技は、( 有効 ) とする。

試合終了の合図と同時に宣告された「抑え込み」のときは、試合時間は「一本」(又は同等のもの)が ( 宣告 ) されるか、「解けた」又は「( 待て )」が宣告されるまで延長される。

試合終了のベル又はそれに類した音響装置が鳴った後に施された技は、たとえ主審がまだ「それまで」と宣告していなくても、( 無効 ) とする。

投技がベルと同時に施されたとしても、主審がすぐには効果がないと判断したときは、主審は「( それまで )」と宣告しなければならない。

第 3 問 以下は「負傷、疾病、事故」についての説明である。空欄に適切な語を入れなさい。

第 29 条「負傷、疾病、事故」出血を伴う負傷 5 問×2 点=10/100

出血を伴う負傷があった場合には、( 主審 ) は医師を呼び、出血を止めさせる。

出血がある場合には、主審は医師を呼ぶ。ただし、出血を伴う同じ部位の負傷は、医師による手当てを ( 2 ) 回まで受けることができる。

同じ部位の ( 3 ) 回目の出血の時点で、主審は ( 副審 ) と合議した上で試合者自身の安全のために、主審は試合を終了し、相手に「( 棄権勝ち )」が与えられる。

第 4 問 以下は「国際柔道連盟試合審判規定『少年大会申し合わせ事項』」についての説明である。

空欄に適切な語を入れなさい。

国際柔道連盟試合審判規定「少年大会申し合わせ事項」 5問×2点=10/100

小学生の場合は、寝技のとき、意志はなかったが絞技、関節技がきいた場合は、「( 待て )」と宣告して立たせる。

立ち姿勢のとき、「腕返」(俗称)を施した場合は、「( 反則負け )」の罰則を与える。

「相手の頸を抱えて施す大外刈、払腰等」とは、明らかに腕を相手の( 頸 )に巻きつけて施した場合のみをいう。

寝技の攻撃・防御において、頸の関節及び( 脊椎 )等の故障につながると審判員が判断したときは「待て」の宣告をする。

絞技においては、「技の効果が十分現れた場合」を適用し、審判員の( 見込み )による「一本」の判定を下すことができる。

第 5 問 以下は「禁止事項と罰則指導」についての説明である。空欄に適切な語を入れなさい。

第 27 条「禁止事項と罰則指導」 10問×2点=20/100

a)「指導」は軽微な違反を犯した試合者に与えられる。

◆指導(軽微な違反)

- 1) 相手の( 顔面 )に、直接手又は腕、足又は脚をかけること。
- 2) 相手の( 袖口 )を折り返して握ること。
- 3) 相手の袖口又は下穿の裾口に( 指 )を差し入れること。
- 4) 相手の握りを解くために、相手の指を( 逆 )にとること。
- 5) 相手の胴(胴絞)、( 頸 )、頭を脚で挟んで絞めること(両足を交差し、両脚を伸ばして)。
- 6) 攻撃しているような印象を与えるが、明らかに相手を( 投げる意志 )のない攻撃を行うこと。  
(偽装的攻撃)
- 7) 帯の端や上衣の( 裾 )を、相手の身体のどの部分にでも巻きつけること。

◆反則負け(重大な違反)

- 8) 相手が払腰等を掛けたとき、相手の支えている脚を( 内側から刈る )こと。
- 9) 内股、払腰等の技を掛けるか、又は掛けようとしながら、身体を前方へ低くまげ、頭から( 畳 )に突っ込むこと。
- 10) 硬い物質又は( 金属 )の物質を身につけていること(覆っていても、いなくても)。

第 6 問

以下の文章で、正しいものには○、正しくないものには×を入れなさい。

※国際柔道連盟試合審判規定（暫定）の試験的導入について

組み方について  $10 \text{ 問} \times 2 \text{ 点} = 20 / 100$

- ① ( × ) 一方の選手が組み手にネガティブな行為（腕を払うなど）をした場合は「指導」。
- ② ( ○ ) 両手で相手の釣手を切った場合は「指導」。
- ③ ( ○ ) 片手で自分の襟を握り、もう一方の手を使って切った場合、その後すぐに攻撃するか、積極的に相手の柔道衣を掴みにいく等、ポジティブな組み手をすれば「指導」は与えられない。ただし、切るだけの行為を繰り返せば「指導」が与えられる。
- ④ ( ○ ) 相手の組み手を、自分の片手を使って（握って）切った場合、その後、すぐに攻撃するか、積極的に相手の柔道衣を掴みにいく等、ポジティブな組み手をすれば「指導」は与えられない。ただし、切るだけの行為を繰り返せば「指導」が与えられる。
- ⑤ ( ○ ) 相手の組み手を、叩く（はじく）ようにして切った場合は「指導」。
- ⑥ ( × ) 相手が釣手を取りにきたところを、両手で掴む動作は「指導」。
- ⑦ ( × ) 両袖を握り、下に落として、相手の組み手を妨害した場合、即「指導」。
- ⑧ ( × ) 後ろに下がるなど、組み方に消極的な場合は、2 回目で「指導」。
- ⑨ ( ○ ) 自分の襟を手で押さえる等、相手が釣手を握るのを繰り返し妨害した場合は「指導」。
- ⑩ ( ○ ) 奥襟を持って、相手に対してプレッシャーを与え、技を掛けることなく、ただ単に相手を引き倒すように腹ばいにさせた場合は、倒した方に「指導」を与える。

第 7 問

以下の文章で、正しいものには○、正しくないものには×を入れなさい。

※国際柔道連盟試合審判規定（暫定）の試験的導入について

10問×2点=20/100

- ① ( ○ ) 立姿勢において、相手の帯から下への攻撃・防御は、全て「反則負け」となる。寝姿勢と判断されれば攻撃しても防御しても、「反則負け」とはならない。
- ② ( × ) 立姿勢から、寝姿勢に移行する際に脚を攻撃・防御した場合は「反則負け」にならない。
- ③ ( ○ ) 相手の帯から下に触れたくらい（明確にブロックしていない場合）では、「反則負け」にならない。
- ④ ( × ) 巴投や隅返等を掛けられた場合、相手から技を掛けている段階で脚を掴んだ場合は「反則負け」ただし、施した技が終わった瞬間に掴んだ場合は問題ない。
- ⑤ ( ○ ) 自身が背負投を掛けて、相手がそれを受けて内股で返した場合、手で相手の脚をブロックしたような状態になった場合であっても、極端な場合（抱え込む等）でなければ「反則負け」としない。
- ⑥ ( × ) 大腰や裏投を掛ける時に、帯の周辺に手がかかった場合でも、「反則負け」となる。
- ⑦ ( × ) 相手の柔道衣が、正しく着用されている時に、帯から下の裾の部分を掴んだ場合は「反則負け」とはしない。
- ⑧ ( ○ ) 両手で組んでいる場合、肩車や小内巻込等で腕や肘が相手の脚に触れたとしても「反則負け」にはならない。
- ⑨ ( × ) 「反則負け」は、 Jury が認めた場合にのみ与える。
- ⑩ ( ○ ) 帯から柔道衣が出ている場合は裾を掴んで攻撃することは認められる。故意に相手の柔道衣を帯から出した場合は「指導」。

第 1 問

以下の文章は、国際柔道連盟試合審判規定による（主に IJF 主催大会）審判員・ジュリーの役割と機能について示している。下線に示された内容が、適切であれば（ ）の部分  
に○を記入し、誤りであれば、×を記入し、その誤りをできるだけ具体的に説明しなさい。

3 問 × 5 点 = 15 / 100

- ① 試合は、1 名の審判員のみで各試合を裁くこととなる。 ( × )

【誤りの場合の説明】

試合場には無線機を装着した 1 名の審判員が試合を司り、2 名の審判員が試合場近くに設置  
されているケアシステムのあるテーブルに座り主審をアシストする。

- ② ジュリーは、誤りを訂正する必要がある時にだけ介入する。 ( ○ )

【誤りの場合の説明】

- ③ 審判員の判定に対しコーチは、抗議をすることは許されている。 ( × )

【誤りの場合の説明】

コーチが抗議をする手順はない。ただし、彼らが IJF ジュリーテーブルに行って最終的判  
断、変更がなされた理由を見ることはできる。

第 2 問

偽装攻撃は、直ちに指導が与えられるが、偽装攻撃とみなされる場面を 4 つ列挙しなさい。

4 問 × 5 点 = 20 / 100

- ① 取が投げる意思のない技を施す。
- ② 取が、組んでない状態で技を施す。もしくは技を施してすぐに手を離す。
- ③ 取が、受のバランスを崩すことなく、一つの技、もしくは連続技を施す。
- ④ 取が、攻撃されるのを防ぐために、受けの脚の間に自分の脚を入れる。
- ⑤ 取が、場外に出ることを避けるために効果の認められない技を施す。

**第 3 問** 国際柔道連盟試合審判規定における「指導」が与えられるケースの解釈について、以下に示してある。適切であれば ( ) に○を、不適切であれば×を記入しなさい。

10 問 × 4 点 = 40 / 100

- ① ( × ) 両手を使って組まれないようにする行為が 3 秒間続く場合。
- ② ( ○ ) 袖口のピストルグリップやポケットグリップをした場合は、直ちに攻撃しなければ「指導」となる。
- ③ ( ○ ) 組み手争いのなかで 2 回組み手を切った後、3 回目に切った場合は「指導」。
- ④ ( ○ ) 右組と左組の場合、引手を宙に浮かせて組まない場合は「指導」。
- ⑤ ( × ) 片襟を持ち、その手で相手の釣り手を切る行為は「指導」とはならない。
- ⑥ ( ○ ) 故意に相手を場外へ押し出す行為は「指導」となる。
- ⑦ ( × ) 相手の組み手をはたく行為は強弱に関係なく「指導」。
- ⑧ ( ○ ) 片襟、クロスグリップ、帯を持つなどの組み手で「直ちに」攻撃しない場合は「指導」。
- ⑨ ( ○ ) 足を使って組み手を切る行為は「指導」。
- ⑩ ( ○ ) 試合者がほぼ同時に技もなく場外へ出た場合は、両者に「指導」。

**第 4 問** 以下の文章は国際柔道連盟試合審判規定における「罰則」についての説明である。( ) の中に適当な語句を記入しなさい。

5 問 × 5 点 = 25 / 100

1 つの試合において、3 つの「指導」があり、4 つ目の「指導」は ( ① ) となる。つまり、「指導」は相手の選手にポイントを与えない。技によるスコアのみがポイントとしてスコアボードに表示される。試合の最後にスコアが同等の場合、「指導」が ( ② ) 選手が勝者となる。

スコアも「指導」も同等の場合、( ③ ) のゴールデンスコア方式による延長戦へ続くが、最初に ( ④ ) を受けた選手が敗者となる。または、最初に技によるスコアを得た選手が勝者となる。

「指導」を与える場合、選手はその場で与えられる。両選手は通常の開始場所にいなくても良い。( ⑤ ) は対象外であり、試合開始位置に選手が戻ってから与えること。

- ① 【 反則負け 】
- ② 【 少ない 】
- ③ 【 時間無制限 】
- ④ 【 指導 】
- ⑤ 【 4 回目 】

第 1 問

以下の文章は、国際柔道連盟試合審判規定による「礼」あるいは「選手の服装」についての説明である。下線に示された内容が、適切であれば ( ) の部分に○を記入し、誤りであれば、×を記入しなさい。

3 問 × 5 点 = 15 / 100

- ① ( ○ ) 畳に上がる際、(二名の) 選手は同時に試合場入り口に歩いて行き、お互い同時に礼をする。
- ② ( × ) 試合開始前の選手の握手は許される。
- ③ ( ○ ) 選手が試合場を降りるとき、選手は柔道衣をきちんと着用していなければならない。
- ④ ( ○ ) 自分で自分の柔道衣を帯から出す行為は指導となる。
- ⑤ ( × ) 審判の指示がなくとも、勝手に帯を解いて乱れた服装を直すことは推奨される。

第 2 問

場外指導のケースについて、4つの場面を具体的に説明しなさい。

4 問 × 5 点 = 20 / 100

- ① 場内で技を掛け合うことを目的としている。意味もなく場外に出た場合は厳しく「指導」を与える。
- ② 片足が出た場合は直ちに攻撃するか、場内に戻らないと「指導」が与えられる。
- ③ 片足が出て偽装攻撃をした場合には「指導」が与えられる。
- ④ 攻撃などのアクションのないまま両足が場外に出た場合は「指導」。
- ⑤ 相手を押して場外に出した場合は、押した選手に「指導」が与えられる。  
(押しているだけで攻撃をしていない場合)
- ⑥ 試合者がほぼ同時に技もなく場外へ出た場合は、両者に「指導」を与える。

**第 3 問** 国際柔道連盟試合審判規定における「指導」が与えられるケースの解釈について以下に示してある。適切であれば ( ) に「○」を、不適切であれば「×」を記入しなさい。

10 問 × 4 点 = 40 / 100

- ① ( ○ ) 両手を使って組まれないようにする行為。
- ② ( ○ ) 自身の襟を腕や手で隠す、握るなどの行為で相手が組みに行くのを妨害する場合。
- ③ ( ○ ) 袖口以外の袖をポケットグリップの形で握ることは問題ない。
- ④ ( ○ ) 組み手争いのなかで 2 回組み手を切った後、3 回目に切った場合は「指導」。
- ⑤ ( × ) 自身の引手の手首にもう一方の手をおいて組み手を切る行為は「指導」とはならない。
- ⑥ ( × ) 片襟を持ち、その手で相手の釣り手を切る行為は「指導」とならない。
- ⑦ ( × ) お互いが組み手を切りあった場合、同じ行為が繰り返された場合は両者に「指導」は与えず、どちらか一方に必ず指導を与える。
- ⑧ ( ○ ) 相手の組み手を強くはたく行為は「指導」。
- ⑨ ( ○ ) 片襟、クロスグリップ、帯を持つなどの組み手で「直ちに」攻撃しない場合は「指導」。
- ⑩ ( ○ ) 攻撃をせずに相手を押して腰を曲げた状態にさせる行為は押している選手に「指導」が与えられる。

**第 4 問** 国際柔道連盟試合審判規定における「有効」の定義について具体的に説明しなさい。

最大 25 点 = 25 / 100

- ① 選手が相手をコントロールして投げて体の上部側面が着地した場合は有効とする。従って、下半身が側面であろうが、うつぶせ状態であろうが、上部側面がハッキリと畳に着いた場合は「有効」となる。(10 点)
- ② 但し、体側から落ちた場合、腕が前に伸びて体が地面に垂直な場合は有効とし、限りなく腹ばいに近い状態、もしくは腹ばいの状態はノースコアとなる。(5 点)
- ③ あるいは、肘で着地し肩が地面に着いていない状態についても、ノースコアと判断する。(5 点)
- ④ 尚、肘の上に自身の体があり、と同時に肩が地面に着いている状態は有効となる。(5 点)
- ⑤ その他、受の腕が着地した体側の外側(背中側)にある場合はノースコアと判断する。(5 点)
- ⑥ しりもちをついた後に同じアクション(続いた場合)で背中が着けば有効と認められるが、最初にしりもちをつき、その後の別のアクションで背中を着けた場合も有効とは判断しない。(5 点)

第 1 問 国際柔道連盟試合審判規定による『主審』の動作について、以下の問いに答えなさい。

主審の公式合図を具体的に 10 例示しなさい。

10 問 × 3 点 = 30 / 100

1. 「一本」片腕を頭上高く伸ばし、掌を前に向けて挙げる。
2. 「技あり」片腕を体の側方で、肩の高さに掌を下に向けて挙げる。
3. 「技あり、合せて一本」最初に「技あり」の合図をし、その後「一本」の合図をする。
4. 「有効」片腕を体の下方 45 度に、掌を下に向けて挙げる。
5. 「抑え込み」試合者に向かって上体を曲げ、試合者の方へ掌を下に向けて片腕を挙げる。
6. 「解けた」片腕を前方に挙げ、上体を試合者の方に曲げながら左右に速く 2、3 回振る。
7. 「引き分け」片手で掌を横に向け、頭上高く挙げ、上体の正面に下ろし（親指を上）、一時停止させる。（附則参照）
8. 「待て」片手を肩の高さに畳とほぼ平行に挙げ、指を上にして開いた掌を時計係に向けて示す。
9. 「そのまま」上体を前方に曲げ、両掌で両試合者に触れる。
10. 「よし」両掌を両試合者にしっかりと当て、その後強く押す。
11. 「宣告したスコアを取り消す場合」一方の手で宣告したスコアと同じ合図を行い、もう一方の手を頭上前方に挙げ左右に 2、3 回振る。
12. 「試合の勝者を示す場合」掌を内側に向けて、勝者の方へ、肩の高さより上に片手を挙げる。
13. 「試合者に柔道衣を直させる場合」帯の高さで掌を内側に向けて、左手を上にして手を交差させる。
14. 「医師を呼ぶ場合」医師に向かい、その方向から負傷した試合者へ掌を上に向けて片腕を振る。
15. 「罰則を示す場合（指導、反則負け）」握りこぶしから人差し指を伸ばして、罰則を与える試合者を指差す。
16. 「積極的戦意に欠けること」胸の高さで両前腕を前回りに回転させ、人差し指で罰則を与える試合者を指差す。
17. 「偽装的な攻撃」手を握って両腕を前方に挙げ、その後両手を下げる動作をする

第 2 問

試合時間と試合形式は、その大会のルールによって決められる。IJF の責任の下で開催する以下の選手権大会における試合時間と休憩時間について、それぞれ何分であるか ( ) に適当な数値を入れなさい。

5 問 × 4 点 = 20 / 100

1. シニア男子 / 団体戦 正味試合時間 ( 5 ) 分
2. シニア女子 / 団体戦 正味試合時間 ( 4 ) 分
3. ジュニア (21 歳未満) 男子・女子 / 団体戦 正味試合時間 ( 4 ) 分
4. カデ (18 歳未満) 男子・女子 / 団体戦 正味試合時間 ( 4 ) 分
5. 全ての試合者は、1 つの試合と次の試合の間で、( 10 ) 分間、休憩をとる権利を持つ

第 3 問

以下の電光表示板に示された試合内容について具体的に説明しなさい。

最大 10 点 = 10 / 100



試合時間が、残り 3 分 27 秒であり、白試合者が「技あり」を取り「指導」を 2 回受け、青試合者が「有効」を取っている状況。

\*各観点【赤字】が、2.5 点とする。

第 4 問 国際柔道連盟試合審判規定における「指導」が与えられる具体的な場面について、10 例示  
しなさい。

10 問 × 4 点 = 40 / 100

1. 試合において、攻撃されることを防ぐため、故意に組まない。
2. 立ち姿勢において、組んだ後、極端な防御姿勢をとること。
3. 攻撃しているような印象を与えるが、明らかに相手を投げる意思のない攻撃を行う。
4. 立ち姿勢において、防御のために相手の袖口を握り続ける。及び捻り絞って握ること。
5. 立ち姿勢において、攻撃されることを避けるために、相手と片手又は両手の指を組み合わず姿勢を続ける。もしくは、組み手や攻撃を避ける目的だけのために相手の手首もしくは腕を持つこと。
6. 故意に、自分の柔道衣を乱す。及び主審の許可なしに、帯や下穿の紐をほどいたり、締め直したりする。
7. 立ち技から寝技への移行が認められない状況で、相手を故意に寝技に引き込む。
8. 相手の袖口又は下穿の裾口に指を差し入れる。
9. 立ち姿勢において、攻撃をしないで、「標準的」組み方以外の組み方をする。
10. 立ち姿勢において、組み手の前後で、何の攻撃動作もとらない。
11. 親指と四指の間で相手の袖口を握る（ピストルグリップ）。
12. 相手の袖口を折り返して握る（ポケットグリップ）。
13. 投げるために相手に抱きつく行為（ベアハグ）。
14. 帯の端や上衣の裾を、相手の身体に巻きつける。
15. 柔道衣を口にくわえる（自分のものでも相手のものでも）。
16. 相手の顔面に、直接手又は腕、足又は脚をかける。
17. 相手の帯、もしくは襟に足や脚をかける。
18. 自分や相手の帯、上衣の裾を使った絞技、あるいは直接指で絞技を施す。
19. 立ち姿勢、寝技のいずれにおいても、場外に出るか、相手を故意に場外に押し出す。
20. 相手の胴（胴絞）、頸、頭を脚で挟んで絞める（両足を交差し、両脚を伸ばして）。
21. 脚や足を使って組手を切る。また技を施すことなく、相手の脚や足を蹴ること。
22. 組み手を切るために、相手の指を逆にとる。
23. 組み手を両手で切る。
24. 相手に組ませないために自分の襟を覆う。
25. 片手、もしくは両手で相手を強制的に押さえつけて腰が曲がった状態にさせ、直ちに攻撃をしない場合、ブロックをしているとみなし「指導」が与えられる。

第 1 問

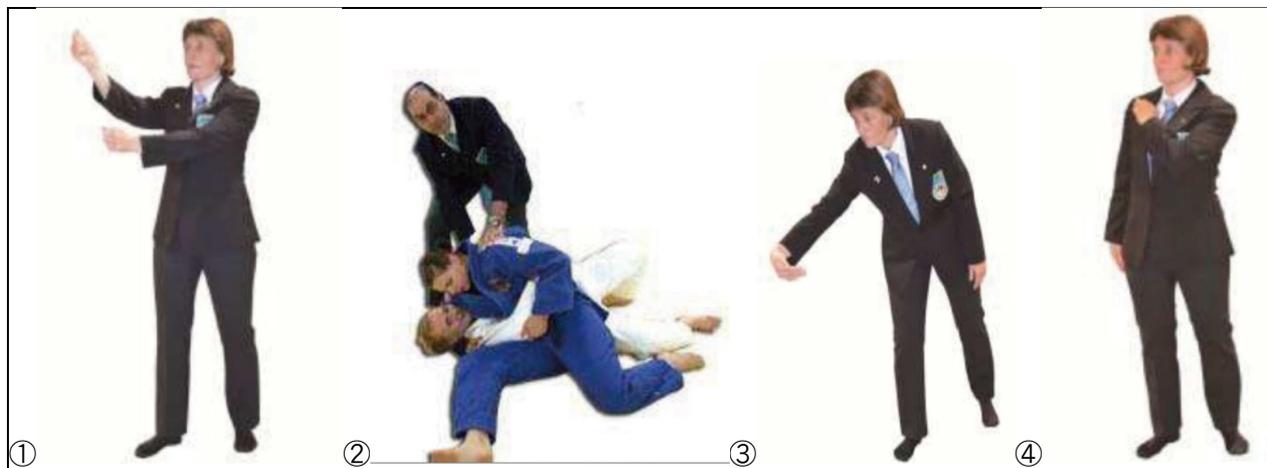
「反則負け」は、重大な違反を犯した試合者に与えられる。そのケースについて具体的に、  
10 例示しなさい。(指導を 4 回繰り返した場合の反則負けを除く)

最大 10 問 × 3 点 = 30 / 100

1. 河津掛を試みる。
2. 肘関節以外の関節をとる。
3. 背を畳につけている相手を引き上げ、これを畳に突き落とす。
3. 相手が払腰等を掛けたとき、相手の支えている脚を内側から刈る。
4. 主審の指示に従わない。
5. 試合中に、無意味な発声や、相手や審判員の人格を無視するような言動を行う。
6. 特に頸や脊椎・脊髄など、相手を傷つけたり危害を及ぼしたり、あるいは柔道精神に反するような動作をする。
7. 腕挫腋固のような技を掛けるか又は掛けようとしながら、畳の上に直接倒れる。
8. 内股、払腰等の技を掛けるか、又は掛けようとしながら、身体を前方へ低くまげ、頭から畳に突っ込む。また立ち姿勢又は膝をついた姿勢から、肩車のような技を掛けながら、あるいは掛けようとしながら、まっすぐ後方に倒れること。
9. 試合者の一方が、後ろからからみついたとき、これを制しながら、故意に同体となって後方に倒れる。
10. 硬い物質又は金属の物質を身につけていること(覆っていても、いなくても)。
11. 立ち姿勢において、片手、または両手、もしくは片腕、または両腕を使って、相手の帯から下を攻撃する、または防御するすべての行為は「反則負け」とする。脚を持って良いのは、双方の試合者が立ち姿勢から完全に寝姿勢となった場合のみである。
12. 柔道精神に反する行為があった場合は、試合時間のいかなるときにでも直接的な「反則負け」が与えられる。

第 2 問 以下の国際柔道連盟試合審判規定による『主審』の動作の内容について具体的に説明しな  
しなさい。

4 問 × 5 点 = 20 / 100



① クロスグリップ、片襟の指導

② そのまま⇔よし

③ 脚取りによる反則

④ 自分の襟を持った組み手妨害の指導

第 3 問 主審は、施された技がある基準に相当するときは、「抑え込み」と宣告しなければならない。その基準とは何か、次に示す文章の（ ）に適切な語句を入れてその基準を明らかにしなさい。

10 問 × 2 点 = 20 / 100

1. 抑えられた試合者が、相手によって制せられており、( 畳 ) に ( 背 )、( 両肩 ) 又は ( 片方の肩 ) がついている。
2. ( 横側 )、頭上、( 身体の上 ) から制している。
3. 抑えている試合者は、相手の脚で ( 自分の脚 ) 又は ( 身体 ) を制せられていない。
4. 抑え込んでいる試合者は、その身体が「袈裟」、「四方」又は ( 「裏」 ) の体勢、すなわち「袈裟固」、「上四方固」あるいは ( 「裏固」 ) のような形にならない。

第 4 問 場外指導を与えるケースを 5 例説明しなさい。

5 問 × 6 点 = 30 / 100

1. 場内で技を掛け合うことを目的としている。意味もなく場外に出た場合は厳しく「指導」を与える。
2. 片足が出た場合は直ちに攻撃するか、場内に戻らないと「指導」が与えられる。
3. 片足が出て偽装攻撃をした場合には「指導」が与えられる。
4. 攻撃などのアクションのないまま両足が場外に出た場合は「指導」。
5. 相手を押して場外に出した場合は、押した選手に「指導」が与えられる。  
(押しているだけで攻撃をしていない場合)
6. 試合者がほぼ同時に技もなく場外へ出た場合は、両者に「指導」を与える。

第 1 問

以下は、指導（軽微な反則）を付与するケースについて詳しく説明している文章である。

( ) に入る適切な語句を記入しなさい。

20 問 × 2 点 = 40 / 100

1. 試合者が、組み手争いの中で相手の組み手を ( 3 ) 回切った場合、審判員はこの試合者に「指導」を与えるべきである。
2. 試合者の一方が第 16 条によらず、相手を寝技に ( 引き込み )、相手が寝技を続けようとしないうち、主審は「待て」と宣告し、第 16 条を犯した試合者に「指導」を与える。
3. (「標準的」) 組み方とは、左手で相手の柔道衣の右側、すなわち袖、襟、胸部、肩の上部、( 背部 ) を、右手で相手の柔道衣の左側、すなわち袖、襟、胸部、肩の上部、( 背部 ) を握ることである。いずれにおいても ( 帯 ) より上を握ること。試合者が (「標準的」) でない組み方を繰り返す場合には、「指導」を与えることができる。

「クロスグリップ」をしている試合者は、( 直ち ) に攻撃をしなければならない。攻撃を行わない場合、主審は「指導」を与える。「クロスグリップ」の場合でも帯より下を握ることは許されない。

組んでいる腕の下から相手が ( 頭を抜く ) ことによって「標準的」でない組み方となった場合は、罰則を与えない。ただし、試合者が故意に ( 頭を抜く ) 動作を続ける場合には、主審は、「指導」を与える。

直ちに投技を施すことなく相手の ( 両脚 ) の間に ( 片脚 ) を引っ掛けることは「標準的」組み方であるとはみなされない。したがって攻撃をしなければ、「指導」が与えられる。

4. 「積極的戦意の欠如」は、約 ( 25 ) 秒間、一方又は双方の試合者に攻撃の動作が見られないときに与えられるものである。

攻撃の動作がなくても、純粹に試合者が攻撃のための ( 機会 ) をうかがっていると主審が判断する場合には、積極的戦意の欠如は与えられるべきではない。

主審は早急に ( 組み合わない )、もしくは相手に ( 組ませようとしないうち ) 試合者には厳しく罰則を与える。

5. 「巻きつける」という動作は、帯又は上衣が完全に ( 1 周 ) していることを意味する。しかし ( 巻きつけることなく ) 相手の腕を固定するために握りのつなぎ止めとして帯や上衣を使うことは、反則としない。

6. 「顔面」とは、額、耳、あごの線から ( 前 ) の範囲を意味する。

7. 自分、もしくは相手の帯、上衣の裾を使った ( 絞技 )、あるいは直接指で ( 絞技 ) を施すことは許されず、厳しく監視する。

第 2 問 「出血を伴う負傷があった場合、主審は医師を呼び、止血させる」が、その状況下での留意点を具体的に示しなさい。

最大 20 点 = 20 / 100

出血をしている間は試合を行うことはできない。ただし、出血を伴う同じ部位の負傷は、医師による手当を 2 回まで受けることができる。同じ部位の 3 回目の出血の時点で、主審は副審と合議した上で、試合者自身の安全のために試合を終了し、相手の試合者に「棄権勝ち」を与える。出血が止まらず、覆うことができない場合は、相手の試合者に「棄権勝ち」が与えられる。

\* 4 観点各 5 点見当とする。

第 3 問 主審は、施された技がある基準に相当するときは、「一本」と宣告する。その基準とは何か、具体的に、4 例示しなさい。

4 問 × 5 点 = 20 / 100

1. 試合者の一方が、相手を制しながら、大きなインパクトを伴って背が畳につくように、相当な強さと速さをもって投げたとき。大きなインパクトなく、ローリングした場合、「一本」とは認められない。
2. 投げられた試合者が、故意に「ブリッジ（頭と片足もしくは両足が畳についている状態）」をしようとした場合、全て「一本」とする。
3. 試合者の一方が、相手を抑え込み、「抑え込み」の宣告の後、20 秒間逃げるができなかったとき。
4. 通常、抑込技、絞技、関節技の結果として、試合者が手又は足で 2 度以上叩くか、又は「参った」と言ったとき。
5. 試合者の一方が、絞技あるいは関節技によって、戦意を喪失したとき。

第 4 問 次の質問に対する適切な回答を示しなさい。

4 問 × 5 点 = 20 / 100

**質問 1 「有効」のスコアが出たが、審判委員が映像を確認した時に、明らかに腹這いと確認した場合、訂正するのか？**

主審・副審が明らかに判断ミスを起こした場合、審判委員の責務として、試合を止め、主審を呼び意見し、再確認の合議を指示しなければならない。その目的は誤審を避けるためであり、映像を使ったケアシステムの導入は審判委員の責務遂行の強化のためでもある。審判委員の意見、映像の事実が主審に告げられた後、主審・副審はそれらを参考とし合議の上で最終判断を決定する。

**質問 2 両者が同時に「指導」4 回を与えられることはあるのか？その場合試合はどうか？**

「両者反則負け」の場合は、そこからゴールデンスコア方式による延長戦で勝敗を決する。延長戦中に両者指導 4 となった場合は両者反則負けとなる。

**質問 3 両手で相手の釣り手を切ろうとしたが、きれなかった場合も「指導」なのか？**

切れなかった場合は、罰則とはならない。

**質問 4 延長戦で抑え込み宣告後 10 秒で決着するところを、そのまま抑え込みを続けたら、抑え込んでいる選手が絞技によって「参った」または「落ちた」場合はどう判定するのか？**

抑え込んでいる選手が技を解かない限り 20 秒(一本)まで試合は継続される。試合継続中に「参った」もしくは「落ちた」のであるから絞めた選手の一本勝ちとなる。